

平成30年度

松原市立学校園に対する重点指導事項
社会教育の重点事項

松原市教育委員会

大阪初！セーフコミュニティ国際認証都市 まつばら
「みんなでつくる 安心・安全なまちづくり」

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

I. 学校園教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

平成30年度重点指導事項

重点指導事項1：学力向上の取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

- ① 新学習指導要領の確実な実施
- ② 組織的な学力実態の把握・検証・改善
- ③ 主体的な学習の習慣化
- ④ 家庭学習習慣の確立
- ⑤ 読書活動の推進

重点指導事項2：豊かでたくましい人間性のはぐくみ・・・・・・・・・・・・・・ 5

- ⑥ 集団づくりを基盤とした積極的な生徒指導の推進
- ⑦ いじめ・不登校等への取組みの推進
- ⑧ 生き方につながる道徳教育の推進
- ⑨ 教育的ニーズに応じた支援の充実
- ⑩ 人権尊重の教育の推進
- ⑪ 体力向上と食育の推進
- ⑫ 基本的生活習慣の確立

重点指導事項3：安心・安全な学校づくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- ⑬ 積極的な情報発信による開かれた学校づくり
- ⑭ 子どもたちの生命身体を守る取組みの推進

重点指導事項4：学校運営体制の充実と教職員の資質向上・・・・・・・・・・・・ 8

- ⑮ 初任者等、若手教職員の育成と学校の組織力の向上
- ⑯ 組織的・効果的な学校園運営と教職員の育成

【重点指導事項ごとの取組】

重点指導事項1 学力向上の取組みの推進

1. 家庭・地域との協働と検証を通じた「確かな学力」の育成	9
(1) 新学習指導要領の確実な実施	9
① 学習指導要領の理念をふまえた授業づくり	
② 外国語（英語）教育の充実	
③ ICT 機器・機材の効果的活用	
④ 「総合的な学習の時間」の指導の充実	
(2) 組織的な学力実態の把握・検証・改善	11
① 校内学力向上委員会の活性化	
② 学力向上アクションプランの策定と検証・改善	
③ 学力実態の把握による「確かな学力」の育成	
④ 個に応じた指導の充実と学習評価の改善	
(3) 主体的な学習の習慣化	12
① 授業規律の徹底	
② 教室等の環境美化の徹底	
(4) 家庭学習習慣の確立	13
① 家庭学習習慣の確立	
② 保護者へのガイダンス実施等、協力、啓発を図る取組み	
(5) 読書活動の推進	13
① 朝読書等の読書活動の取組み	
② 学校図書館の環境整備	
(6) 「豊かな教育力の向上」 家庭・地域との協働体制の充実	13
① 幼小中の連携の充実と指導の連続性	
② 外部人材の効果的な活用の推進	
(7) 国旗・国歌の指導	14
(8) 武道の指導	14
(9) 文化財の活用	14

重点指導事項2 豊かでたくましい人間性の育み

1 規律・規範の確立と「ともに学び、ともに育つ」学校園づくり	15
(1) 集団づくりを基盤とした積極的な生徒指導の推進	15
① 子どもの良さやつながりが醸成される集団づくり	
② 日常的な情報の共有と生徒指導体制の確立	
③ 学校全体で取り組む積極的な生徒指導の充実	
(2) いじめ・不登校への取組みの推進	16

- ① いじめの未然防止、及び早期解決に向けた組織的対応の推進
 - ② 不登校の未然防止と継続的な支援の推進
 - ③ 問題行動や少年非行の未然防止及び早期解決に向けたチーム支援の充実
 - ④ 体罰の根絶
 - ⑤ 児童虐待防止のための関係機関との継続的な連携
 - ⑥ 携帯電話等・ネット上のいじめやトラブル防止の取組みの推進
 - ⑦ 学校組織としての保護者や地域との対応
- (3) 生き方につながる道徳教育の推進 19
- ① 「考え、議論する道徳」へ
 - ② 道徳教育の指導体制
 - ③ 「わたしたちの道徳」等の活用
- (4) 教育的ニーズに応じた支援の充実 20
- ① 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
 - ② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実
 - ③ 校内支援体制の整備・充実
 - ④ 人権侵害事象への未然防止と対応
 - ⑤ 「ともに学び、ともに育つ」支援教育の研修の充実
 - ⑥ 就学相談・指導の充実
 - ⑦ 地域支援ネットワークの構築
 - ⑧ 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援
- (5) 人権尊重の教育の推進 23
- ① 夢や生き方、集団づくりとつなげた人権教育
 - ② 教職員の人権意識の向上
 - ③ 年間カリキュラムの作成
 - ④ 指導の工夫・改善
 - ⑤ 研究の推進
 - ⑥ 校種間・地域との連携
 - ⑦ 人権侵害事象への対応
 - ⑧ 違いを認め合いともに生きる教育
 - ⑨ 日本語指導を必要とする幼児・児童・生徒の受入れ
 - ⑩ 国際理解教育
 - ⑪ 平和教育
 - ⑫ 男女平等教育
 - ⑬ 福祉教育
 - ⑭ 環境教育
 - ⑮ セクシュアル・ハラスメントの防止
- (6) 体力向上と食育の推進 26
- ① 児童・生徒の体力向上に向けた運動の機械の確保
 - ② 給食を活用した学校全体での食育の取組み
 - ③ 保護者と連携したアレルギー対応

(7) 基本的な生活習慣の確立	27
① 基本的な生活習慣の確立	
② 性に関する指導及びエイズ教育	
③ 保健指導の推進	
④ 薬物乱用防止の取組み	
⑤ 水泳指導	
⑥ 部活動活性化に向けた取組みの推進	
(8) キャリア教育の充実を図るために	28
① 系統的・継続的なキャリア教育の推進	
② 進路指導の充実	
③ 進路指導における地域や関係諸機関との連携	
④ 配慮の必要な児童・生徒の卒業後の進路選択の充実	
⑤ 奨学金制度等の理解と主体的な進路選択	
2. 子ども・子育て支援施策の充実 ～幼児教育の充実のために～	30
① 体験を重視した環境設定と組織づくり	
② 社会性・道徳性を培う心の教育の充実	
③ 家庭、地域の連携と子育て支援の充実	
④ 保幼小の交流から連携への推進	
重点指導事項3 安心・安全な学校園づくりの推進	
1 インターナショナルセーフスクールの取組み成果を普及	31
(1) 子どもたちの生命身体を守る取組みの推進	31
① 危機管理体制の充実と安全指導の徹底	
② インターナショナルセーフスクール（ISS）の推進	
③ 安全確保の充実	
④ 安全教育、防災教育の推進	
⑤ 学校の体育活動中の事故防止の取組み	
⑥ 地域の協力団体との連携の推進	
⑦ 保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底	
⑧ 学校保健計画及び学校安全計画の策定と快適な教育環境の充実	
⑨ 薬品の管理	
重点指導事項4 学校園運営体制の充実と教職員の資質向上	
1 学校園運営体制の確立と開かれた学校園づくり	33
(1) 積極的な情報発信による開かれた学校園づくり	33
① 学校園だより・校園長だより・HPの充実など、積極的な情報発信を	

- ① 教職員の組織的・継続的な育成
- ② 授業改善・指導力向上に向けた取組みの充実
- ③ 各校園における教職員研修の充実
- ④ 組織的・効果的な学校園運営
- ⑤ 研修への計画的な参加及び年間研修計画作成の推進
- ⑥ 「教職員の評価・育成システム」の活用
- ⑦ 教員免許更新制の周知徹底
- ⑧ 労働安全衛生体制の充実

2 組織的・効果的な学校園運営と教職員の育成

- ① 職員の「働き方改革」について
- ② 次世代教職員の成長による学校運営の活性化
- ③ 教職員の服務規律の徹底
- ④ 不祥事の未然防止について
- ⑤ 職場内でのハラスメントの防止について
- ⑥ 飲酒運転の防止について
- ⑦ 個人情報の適正な管理と管理システムの確立
- ⑧ 個人情報等情報管理の徹底
- ⑨ ネットワーク等を通じた情報の漏洩の防止
- ⑩ 諸経費の適正な執行と管理
- ⑪ その他
- ⑫ 学校評価と積極的な情報提供
- ⑬ 多様な地域人材の活用

参考資料

Ⅱ. 社会教育について	
平成 30 年度重点事項	47
重点事項 1 生涯学習の機会の拡充	48
(1) 生涯学習事業の充実	
(2) 公民館事業の充実	
(3) 家庭教育の充実	
(4) 情報提供	
重点事項 2 地域の総合的な教育力の向上をめざした事業の推進	49
(1) 教育コミュニティの形成	
(2) 地域の教育力の活性化	
重点事項 3 市民一人ひとりの人権を尊重する社会教育の推進	50
(1) 人権教育の推進	
重点事項 4 青少年の健全育成の推進	50
(1) 青少年の健全育成	
(2) 青少年指導者の育成	
(3) 青少年団体等の育成	
重点事項 5 文化財の保護と活用をとおして、郷土への愛着と理解を深める	51
(1) 文化財の保存と活用	
重点事項 6 市民の教育と文化の発展に寄与する図書館活動の推進	52
(1) 図書館行政の推進	
(2) 電子書籍サービス事業	
(3) 近隣図書館との相互利用サービス	
(4) 障害者、元希者に対するサービス	
(5) 資料の相互貸借	
(6) 乳幼児向けサービスの充実	
(7) 学校との連携の推進	
(8) ボランティアの養成	
(9) 市民の読書活動の推進	

はじめに

未来を拓く自立心を育む人づくりにむけて

～学校園教育 4つの重点目標と16の取組み～

～社会教育 6つの重点目標と20の取組み～

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境が急速に変化するなど、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。とりわけ、人工知能（AI）の飛躍的な進化が、学校における知識の獲得における大きな変化をもたらす可能性など、予測困難な時代となっています。

学校教育については、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことが求められています。

平成29年3月に、公示された新学習指導要領では、これからの時代に求められる教育の実現のために、より良い学校教育を通してより良い社会を創るという理念を学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し「社会に開かれた教育課程」の実現をめざしていくことが重要であると示されています。また、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが新たに示されています。

このような中で、本市では平成28年度を初年度に34年度を目標年次とする7年間の「松原市教育振興基本計画」に基づき、子ども像と3つの基本的な方針、めざす市民像と3つの基本的な方針を示し、取り組みを進めてまいりました。

本年度は、3年間の「前期計画」の最終年度にあたり、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「後期計画」を策定し、さらに松原市の教育の充実に努めてまいります。

—めざす子ども像—（学校教育）

- 自分から挨拶できる等、豊かな人間関係をつくれる子ども
- 運動や学習、何事にも意欲的に取り組む子ども
- 自分と家族、他者（ひと）を大切にできる、思いやりのある子ども
- 将来への夢を持ち、地道に努力を重ねる子ども
- 故郷まつばらを誇れる子ども

—基本的な方針—

- (1) 「確かな学力」の向上と「生きる力」の育み
- (2) 安心・安全で魅力ある学校園づくりの推進
- (3) 子どもたちを健全に育てる地域コミュニティの形成

—めざす市民像—（社会教育）

- 心豊かで、健康で明るく生きがいをもつ人
- 生涯にわたり、自ら学ぶ人
- 自立心を持ち、まちづくりを考える人
- 故郷まつばらを愛する人

—基本的な方針—

- （１）協働によるまちづくりの推進
- （２）生涯を通じた学びやスポーツを支援する環境づくり
- （３）文化財の保護と活用をとおして、郷土への愛着と理解を深める

また、平成２７年度より体のけがや心のけがの原因となる事故・いじめ・暴力を予防することによって安心安全な学校づくりに努める「インターナショナルセーフスクール（ISS）」の認証にむけて、松原第三中学校区が取り組み、平成３０年１月に国際認証を取得しました。今年度は、安心・安全な学校づくりにむけた児童生徒の主体的な活動や、地域・保護者との協働という成果を、市内学校園に広げ、松原市の未来を拓く人づくりを進めてまいります。

この「松原市立学校園に対する重点指導事項・社会教育の重点事項」は、平成３０年度の松原市内の学校園における共通の教育方針として、４つの重点目標と１６の取り組みを定めるとともに、社会教育を進める上での方針として、６つの重点目標と２０の取り組みを定めたものです。

各学校園においては、この重点指導事項の内容を踏まえ、教職員が共通の目標を持ちつつチームとして取り組み、地域・保護者との協働により、すべての子どもたちが、いきいきと学び、ともに学び、ともに育つ学校園づくりを進めてほしいと考えております。また、その取り組みの中心である教職員が、子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、「働き方改革」についても、計画的に取り組みを進めていただきたいと考えております。

今後とも、学校園・家庭・地域社会がともに一体となって子どもたちの健やかな成長を育む観点から、学校教育と社会教育の協働の取組を充実させるとともに、地域社会の教育力の向上と安心安全な教育コミュニティづくりの一層の推進を図ることをめざしていきましょう。

I. 学校園教育について

平成 30 年度重点指導事項

重点指導事項 1 学力向上の取組みの推進

① 新学習指導要領の確実な実施

□ 新学習指導要領の理念を踏まえた授業づくり

- ・新学習指導要領を見据え、地域や学校、児童・生徒の実態等を十分考慮し、学校の教育目標を設定し、地域社会と共有するよう努めること。
- ・「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努めること。
- ・新学習指導要領の全面実施に向けた移行措置の趣旨や内容等を教職員が十分理解するとともに、確実に実施すること。

□ 外国語（英語）教育の充実

- ・小学校では、「DREAM」を活用した綴り字と音の関連に関する指導方法（フォニックス）等を取り入れ、外国語（英語）の音声やリズムなどに慣れ親しませる活動をさらに充実し、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するよう指導すること。
- ・小学校中学年では外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。
- ・小学校高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導すること。
- ・中学校では、小学校の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく指導するとともに、実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むことで、コミュニケーション能力を養うよう指導すること。
- ・中学校卒業時の英語の到達度を見据え、小一小、中一中、小一中間の連携による外国語（英語）教育の推進のため、府主催研修や市「外国語（英語）担当教員連絡会」に積極的に参加し、その内容を各校での取組みに生かすように努めること。

□ ICT 機器・機材の効果的活用

- ・PC 教室や一人一台のタブレット端末等機器の整備を踏まえ、児童・生徒が興味関心や自ら学ぶ意欲を高めることを通じた「子どもたちの主体性を育むための授業づくり」を積極的に進めること。

② 組織的な学力実態の把握・検証・改善

□ 校内学力向上委員会の活性化

- ・学力向上担当者を校務分掌に位置づけ、学力向上の取組みに係る計画・実行・進捗確認・効果検証・改善等、校内学力向上委員会の活性化を図るなど、校内体制の充実に努めること。

□ 学力向上アクションプランの策定と検証・改善

- ・学力向上を組織的に推進・検証し研究するため、年度当初に学力向上アクションプランを策定し、学校全体で共有し、組織的・計画的に学力向上に取り組むこと。
- ・検証にあたっては、児童生徒アンケートの数値、「小学校力だめしプリント」「定着確認プリント」等、具体的目標と照らして分析・検討し、授業改善、補充学習、家庭学習等の学力向上の取組みの改善策をたてること。

□ **学力実態の把握による「確かな学力」の育成**

- ・学力実態の把握にあたっては、各学校の定期テスト等と併せて、松原市教育課程研究推進協議会作成の「学力診断テスト（参考例）」や全国学力・学習状況調査及び中学生チャレンジテスト等の学力調査を組織的・積極的に活用すること。
- ・分析にあたっては、学校教育自己診断や児童生徒質問紙調査等を、自校の学力向上分析の効果指標として併せて活用するとともに、これまでの「松原市の結果分析」「学力向上プランまとめ」及び府教委「力だめしプリント」「ことばのちから」、国立教育政策研究所教育課程研究センター「授業アイデア例」等を指針とし、すべての学習の基盤となる「言語能力」の育成の充実を図り、学力向上のPDCAサイクルに生かすよう努めること。

③ **主体的な学習の習慣化**

□ **授業規律の徹底**

- ・学習の準備、チャイム着席、授業集中や正しい姿勢など、学びの基盤となる授業規律の徹底を図ること。
- ・児童・生徒との信頼関係を基盤に学習集団づくりとつなげた取組みや、児童会・生徒会等の自主的な運動化にも努めること。
- ・すべての教員がチャイムで授業を始める等、「学校スタンダード」「校区スタンダード」の取組みを進めること。

□ **教室等の環境美化の徹底**

- ・教室ロッカーの荷物や靴箱の履き物の整理・整頓、清掃活動等、児童・生徒が環境の美化に、自主的・積極的に取り組む態度の育成に努めること。

④ **家庭学習習慣の確立**

□ **家庭学習習慣の確立**

- ・家庭学習習慣の確立による自学自習力の育成に努めること。
- ・校内外で優れた取組みについては、積極的に交流する等、取組みの検証・改善を組織的に進めること。

□ **保護者へのガイダンスの実施等、協力、啓発を図る取組み**

- ・家庭学習の手引きの作成や家庭学習週間の設定等、PTA、家庭・保護者へのガイダンスを実施するなど、協力、啓発を図る取組みにも努めること。

⑤ **読書活動の推進**

□ **朝読書等の読書活動の取組み**

- ・子どもへの読み聞かせの機会や、学校全体で読書活動の一層の推進を図ること。
- ・朝の読書等、「ことばのちから」の基礎を育む読書活動の推進を図ること。
- ・読書活動の重要性について、家庭での読書活動等について保護者にも積極的な啓発を図ること。

□ **学校図書館の環境整備**

- ・学校図書館支援ボランティアを計画的に活用するなど「読んでみたい本がある」「本を紹介する人がいる」等の環境整備により、児童・生徒の読書意欲を高め、読書習慣

の定着を図るよう、取組みの充実を図ること。

重点指導事項2 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

⑥ 集団づくりを基盤とした積極的な生徒指導の推進

- 子どもの良さやつながりが醸成される集団づくり
 - ・全ての児童・生徒が、学校・学年・学級において、一人ひとりの居場所があり自尊感情が育まれる場となるよう、あらゆる教育活動を、一人ひとりの良さやつながりが醸成されるような集団づくりの視点で取り組むこと。
- 「報告・連絡・相談」を徹底した組織的な生徒指導
 - ・児童・生徒のもめ事や様々な事象の解決にあたっては、一人ひとりの児童・生徒の背景や集団の力関係や構造まで踏みこみ、互いの本音や願いが分かり合えるような指導に努め、校内での“報告・連絡・相談”の徹底を組織的・意識的に図ること。その際、相談した後の結果や内容を確実に報告すること。

⑦ いじめ・不登校等への取組みの推進

- 問題行動等の未然防止と早期解決に向けたチーム支援の充実
 - ・いじめを発見した際は、「いじめは絶対に許されない」という強い姿勢で臨むとともに、松原市「いじめ防止基本方針」や各校の「学校いじめ防止基本方針」等に則り、いじめられた児童・生徒の立場に立ち、確実に解決するよう努めること。
 - ・不登校については、遅刻・欠席が目立ち始めた段階で家庭訪問を行うとともに、校内不登校支援会議等を定期的・継続的に開催すること。
 - ・小学校における暴力行為の増加や中学1年生における暴力行為の急増等、問題行動等への対応の際は、校種間および子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関等とのネットワークのもとスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や地域人材等外部人材の活用によるチーム支援の観点も踏まえた取組みを推進すること。

⑧ 生き方につながる道徳教育の推進

- 「特別の教科 道徳」（以下：「道徳科」）の実施に向けて
 - ・小学校においては「道徳科」の趣旨や内容等を十分に理解した上で実施すること。
 - ・中学校では、「道徳科」の全面実施に向けた、取組みを推進すること。
 - ・指導に当たっては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深める指導に努めること。
 - ・問題解決的な学習や体験的な学習などを通して、様々な場面において、適切な行為を主体的に選択し、実践できるような資質・能力を育てるような指導に努めること。

⑨ 教育的ニーズに応じた支援の充実

- 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
 - ・障がいのある幼児・児童・生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図るとともに、全ての幼児・児童・生徒及び保護者・地域への積極的な啓発に努めること。

- ・「インクルーシブな学校づくり」研究推進事業への積極的な参加を図るとともに、各学校園でユニバーサルデザインの視点で、学校体制や授業を積極的に見直し、改善を図ること。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実
 - ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。
 - ・必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、担任、支援学級担任、教育支援員、今年度より配置された「学校教育活動支援員」はもとより、全教職員の共通理解を図るとともに、「個別の教育支援計画」の作成と活用を促進すること。
 - ・通級による指導を受けている児童・生徒については、通級指導教室担当と担任の連携に努め、「個別の教育支援計画」の作成・活用を行うこと。

⑩ 人権尊重の教育の推進

- 夢や生き方、集団づくりとつなげた人権教育
 - ・人権及び人権問題に関する正しい理解を深められるよう、各学校は人権教育推進体制を整えるとともに、組織的・計画的な人権教育を推進すること。
 - ・推進にあたっては、国の「人権教育の指導方法などの在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨を十分に踏まえるとともに、児童・生徒一人ひとりの夢や生き方、さらには、集団づくりとつなげた指導に努めること。
- 教職員の人権意識の向上
 - ・教職員一人ひとりの人権意識を高めるため、市教委・松人研等の研修・活動に積極的に参加する体制をつくるとともに、実践や取組みの交流や参観を積極的に行い、人権教育の内容とともに、教職員自身の人権感覚の検証も組織的に推進すること。
 - ・その際、「人権学習モデルカリキュラム参考事例集」「OSAKA 人権教育A B C Part 1～5」「人権教育リーフレット1～5」等の活用を図ること。
- 国際理解教育
 - ・友好交流協定を締結している台湾台北市文山区、今年度、教育交流協定を締結する予定の台北市教育局との友好・文化交流活動等の推進を図り、相互理解や相互信頼を深める取組みを進めるように努めること。

⑪ 体力向上と食育の推進

- 児童・生徒の体力向上に向けた運動の機会の確保
 - ・児童・生徒の体力向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を活用するなど様々な機会を捉えて運動の機会の確保に努めるとともに、安全面についても充分検討して取り組むこと。
- 給食を活用した学校全体での食育の取組み
 - ・食に関する指導については、残菜率など明確な目標を設定し、給食を活用した食育の取組みを計画的に実施すること。
 - ・給食センター、栄養教諭・栄養職員、養護教諭とも積極的に連携し、各教科や道徳、「総合的な学習の時間」等を積極的に活用し、学校全体で取り組むこと。
 - ・食育の推進状況については、毎月の残量調査一覧表や、食器の返却状態の観察等も踏まえ検証するとともに、家庭での朝食の喫食や望ましい食習慣・生活習慣等、家庭・保護者への啓発にも取り組むこと。
- 保護者と連携したアレルギー対応

- ・食物アレルギー等、アレルギー疾患に係る個体の把握については、保護者との綿密な連携のもと、非常時の対応等について、教職員、関係機関で情報の共有を図ること。

⑫ 基本的な生活習慣の確立

□ 基本的な生活習慣の確立に向けた保護者・家庭への啓発

- ・調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養と睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒に「早寝早起き朝ごはん」といった望ましい生活習慣を確立するため、学校園での指導はもとより、様々な機会を捉えて保護者・家庭に啓発すること。

重点指導事項3 安心・安全な学校園づくりの推進

⑬ 積極的な情報発信による開かれた学校園づくり

□ 保護者への啓発、学校と家庭・地域との協働

- ・学校教育自己診断や学校評議員制度を十分に活用し、学校だより・学年だより・保健だよりはもとより、ホームページや校長だよりの日常的な更新、効果的な発信に努める等、積極的な情報発信を通して、保護者への啓発、学校と家庭・地域との双方向の取組みを一層推進すること。

⑭ 子どもたちの生命身体を守る取組みの推進

□ インターナショナル・セーフスクールの推進

- ・「(体や心の)ケガやその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安心・安全な学校づくりに努める」という「インターナショナル・セーフスクール(ISS)」の取組みをすべての校区・学校で推進・充実させるとともに、認証校の実践と成果を、各校園の取組みに生かし、市内全体で、子ども主体の安心・安全な学校園づくりをすすめること。

□ 防災教育の推進

- ・東日本大震災及び熊本地震の教訓を踏まえ、「地域防災ネットワークプロジェクト」等による、学校の実態に応じた実践的な避難訓練を行う等、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。
- ・防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ることや危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立に努めること。

□ 地域との協働の推進

- ・登下校時の安全確保については、保護者や「子どもの安全見守り隊」等の学校園支援のボランティア等、学校・家庭・地域の協働により実施するとともに、平素より交通ルールの遵守、安全教育の徹底を図ること。
- ・学校施設や教育活動について、教職員と児童生徒が点検、検証、改善をすることで教職員の危機意識の向上に努めるとともに、地域、学校、教育委員会が1つになり児童生徒の安心安全な生活を守ること。

重点指導事項4 学校運営体制の充実と教職員の資質向上

⑮ 初任者等、若手教職員の育成と学校の組織力の向上

□ 若手教職員の育成とすべての教職員の資質向上

- ・教職経験年数の少ない教職員に対して、日常的なOJTの推進に努めること。その際、教育アドバイザーや経験を積んだ先輩教職員(メンター)による対話や助言によって、経験年数の少ない後輩教職員(メンティ)の主体的で自発的な成長を支援する「メンタリング」の手法等も活用すること。
- ・また、理論・実践・検証のサイクルを効果的に活用した大阪府教育センターの法定研修や、市教委の初任者の訪問研修及び2年目以降の年次研修、授業づくり研修等の内容と成果を校内の研修・研究に積極的に活用すること。

⑯ 組織的・効果的な学校園運営と教職員の育成

□ 教職員の服務規律の徹底と不祥事の未然防止

- ・教育公務員としての服務規律を徹底するとともに、全教職員が意欲を持ち、風通しが良く活気に満ちた学校運営(マネジメント)を心がけること。
- ・児童生徒等に対する体罰やセクハラ等は重大な人権侵害であるという認識の下、教職員の規範意識を高めること。

□ 次世代教職員の成長による学校運営の活性化

- ・社会の変化や多様な教育課題に対応するため、校園長のリーダーシップを発揮し、首席や指導教諭を軸としたミドルリーダーを生かした学校園運営に努め、教職員の成長を促進すること。
- ・急激な世代交代をふまえ、学校運営の中心となるミドルリーダーの育成が急務であり、次代を担う教職員を対象に実施する年次研修について積極的な参加を促すとともに、研修の内容・成果等を学校園運営の活性化に活用し、OJTの推進に努めること。

□ 教職員の「働き方改革」による長時間勤務の縮減

- ・教職員が教育活動に専念し、子どもに向き合う時間を確保できる環境づくりや健康管理の観点から、「校務支援システム」の活用と今年度新たに導入される「ストレスチェック」の適切な実施を図ること。
- ・校務の整理等を積極的に推進し、ワークライフバランス等教職員の意識改革を推進すること。
- ・「全校一斉退勤日」及び「ノークラブデー」を引き続き徹底して推進するとともに、本年度より実施する夏季休業中の「学校閉庁日」に取り組み、適切な勤務時間の管理に努めること。

【重点指導事項ごとの取組み】

重点指導事項 1 学力向上の取組みの推進

1 家庭・地域との協働と検証を通じた「確かな学力」の育成

(1) 新学習指導要領の確実な実施

① 学習指導要領の理念をふまえた授業づくり

- ・ 学校園教育計画及び教育課程の編成に当たっては、校園長のリーダーシップのもと学習指導要領の趣旨と自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、総授業時数及び各教科等の授業時数を確保した上で特色ある教育活動を実施すること。各教科、「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という）・「道徳の時間」、特別活動及び「総合的な学習の時間」の年間指導計画、月間目標・週指導計画等を作成し、平素の授業設計の充実に努めること。
- ・ 移行措置期間中における教育課程の編成・実施に当たっては、新学習指導要領を踏まえ、その趣旨の実現を図るようにすること。
- ・ 新学習指導要領を見据え、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合う態度を養うこと。また、児童・生徒の成長の様子が十分に分かるよう、保護者・地域等に対してその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。
- ・ 学校における補助教材等の選択にあたっては、児童・生徒の発達段階に即したものであるとともに、ことに政治や宗教について、特定の政党や宗派に偏った思想、題材によっているなど不公正な立場のものでないよう十分留意すること。

② 外国語（英語）教育の充実

- ・ 『まっばらDREAMプラン』をもとにして、義務教育終了段階で・身近な事柄について、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる生徒の育成をめざし、児童・生徒が主体的に英語を活用する場面を設定するなど、言語活動の充実に積極的に取り組み、コミュニケーション能力の素地、基礎を養うこと。
- ・ ALT、小学校英語指導協力員との十分な打ち合わせをして授業に臨むなど、その活用と指導の充実に図り、教職員の指導力の向上と適切な評価活動の充実に努めること。
- ・ 小学校の外国語活動では、「大阪版英語学習 DVD 教材『DREAM』を活用したモジュール学習を展開し、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しむ体験活動を重視すること。また、綴り字と音との関連に関する指導方法（フォニックス）等を継続して取り入れ、指導内容の充実に図ること。また、異なる国や文化に慣れ親しみ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養うこと。
- ・ 中学校の外国語（英語）教育では、各校で作成した「CAN-DO リスト」等の明確な達成目標のもと、英語の4技能、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書

くこと」の領域をバランスよく指導するとともに、学んだ英語を実際のコミュニケーションの場面において活用できるように設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むこと。また、中学2年生の英語検定試験を、学習動機として効果的に活用し、授業改善にも生かすこと。

- ・ 外国語活動・英語教育については、小学校と中学校の円滑な接続に留意しながら、電子黒板を用いて、デジタル教科書や「Hi, friends!」「We Can!」「Let's Try」、「英語を使うなにわっ子」育成プログラムを活用した指導方法や学習教材の工夫改善に努めること。中学校区で一貫性のある学習到達目標を作成し、学校間の交流や効果的な研修に努め、英語教育の充実を図るよう指導すること。

③ ICT 機器・機材の効果的活用

- ・ 教育用ネットワーク及びパソコン教室の更新に伴い整備されたタブレット端末等と、デジタルテレビ、電子黒板等を活用し、「『主体的・対話的で深い学び』を実現するための授業づくり」をめざして積極的にICT機器の活用をすすめること。
- ・ 課題や目的に応じて情報を適切に活用し、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性や自らの情報活用を評価・改善する方法等の理解を深める授業、情報活用能力を高める授業を展開するように努めること。
- ・ ICT機器の活用にあたっては、デジタルコンテンツ等の活用はもとより、児童・生徒によるインターネット等を使った情報の収集や表現・交流等の学習活動等、指導方法の工夫改善を図ることによって、情報活用能力を育成すること。
- ・ eライブラリ、iプリント等の有効活用を図ること。
- ・ 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、情報機器の使用による健康との関わりを理解すること等、情報社会における正しい判断や望ましい態度、危機回避の方法の理解やセキュリティの知識・技術、健康への意識といった情報モラルの系統的な指導に努めること。とりわけ携帯電話・スマートフォン等については、持たせるにはどんなルールが必要か、また、持たせることが必要かどうか等、情報モラルの指導を、家庭・地域とも連携して組織的に進めること。

④ 「総合的な学習の時間」の指導の充実

- ・ 「総合的な学習の時間」については、探求的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で各校の教育目標と関連付けた計画を作成すること。
- ・ 各教科・「道徳科」・「道徳の時間」及び特別活動との役割分担を明らかにし、自ら課題を見つけ、探求的な学習として充実したものとなるよう、全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。環境や身近な地域社会の課題を取り扱う等、学習内容と社会（世の中）との関連に留意すること。
- ・ 創立記念日等を活用し、学校の歴史等を学習に位置づけ、各校園と地域との関わりについても学習を進めるよう留意すること。

(2) 組織的な学力実態の把握・検証・改善

① 校内学力向上委員会の活性化

- ・ 学力実態の把握と学力向上策の策定にあたっては、取組みの効果の検証軸を明らかにして学力実態の組織的な把握に努め、学力向上のための校内システム及び学力向上策の確立を図ること。

② 学力向上アクションプランの策定と検証・改善

- ・ 学力実態の分析・取組みの計画にあたっては、学校教育自己診断や児童生徒質問紙調査の結果を積極的に活用すること。「学力向上アクションプラン」で示した5つの観点、
 - ① 「言語活動の充実を図る授業の改善」
 - ② 「児童・生徒の主体的な授業規律の確立」
 - ③ 「意欲的・計画的に取り組む家庭学習の創造」
 - ④ 「本好きな子どもを育てる読書活動の推進」
 - ⑤ 「早寝早起き朝ご飯の基本的生活習慣の確立」を中心に、数値目標も含めた具体的な目標を設定すること。
- ・ 各学校の定期テスト・単元テスト等と併せて、松原市教育課程研究推進協議会作成の「学力診断テスト（参考例）」や全国学力・学習状況調査、及び「チャレンジテスト」の結果や「小学生力だめしプリント」・「定着確認プリント」等の府提供教材の活用から、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学力向上に向けた取組みの成果と課題を検証し、その改善を図ること。
- ・ 学力向上にかかる校内推進体制の確立をめざし、日常的に授業を開き学びあう学校文化を大切にしながら校内授業研究の活性化に努めること。
- ・ 学習規律の定着に努めるとともに、一人ひとりの子どもの実態や変化に着目し、全ての子どもにとって、「分かる・できる」授業をめざした授業改革に取り組むこと。
- ・ 「確かな学力」の育成のために「主体的・対話的で、深い学び」を実現する授業づくりをめざして、「学習指導ツール」等を活用し、不断に授業改善に取り組むこと。「大阪の授業 STANDARD」「校内研究の葉」「国語の授業づくりハンドブック」「小学校理科ハンドブック」「ことばの力を確実に育む」等を活用し、授業評価を通じた授業改善のシステムづくり、学校力の向上に努めること。

③ 学力実態の把握による「確かな学力」の育成

- ・ 「確かな学力」を育むため、組織的な授業改善に取り組み、全ての子どもにとって「分かる・できる」授業をめざすこと。児童・生徒自らが、課題解決にむけて既習事項をもとにして主体的に探求し、表現、分析、まとめ等の過程において、協働的なペア学習やグループ学習を取り入れるなど、言語活動を充実させ、論理的思考を育むことで、達成感・満足感につながる授業づくり、いわゆる「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組むこと。
- ・ 保護者や地域との連携のもと、「確かな学力」の育成を進めるために、授業研

究に積極的に取り組み、校内会議や研修等を計画的に開催する等組織体制を有効に機能させること。

- ・ 教職員が日常的に相互に授業を参観する機会を組織的・計画的に設け、授業づくり研修等を通じて、全ての教職員が不断に授業改善にむけた研鑽を積むこと。
- ・ 授業のめあてを明確にし、振り返りを位置づけた授業づくりに留意すること。1時間の授業の中に思考する時間を確保するとともに、自分の考えやまとめをノートに書いたり、ホワイトボード等を活用したりして、意見交流の場面、発表や説明の場面を設け、より主体的で対話的な学習場面を取り入れること。

④ 個に応じた指導の充実と学習評価の改善

- ・ 児童・生徒の実態や学習内容の程度に応じた習熟度別指導を推進すること。また、習熟度別指導を含めた少人数指導の実施にあたっては、その指導の効果検証に努めるとともに、その結果をいかし、指導方法の工夫改善を図ること。
- ・ 学習評価を行うに当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、学習指導の在り方を見直すとともに、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価の実施に努めること。
- ・ 中学校においては、大阪府公立高等学校入学者選抜制度の調査書において、目標に準拠した評価の説明責任がより求められることを踏まえ、「中学校における学習評価に関する参考資料」（大阪府教育委員会：平成25年7月）「松原市中学校「目標に準拠した評価」ガイドライン」（平成29年 松原市中学校校長会）を活用し学習評価の妥当性・信頼性を高める取り組みを行うよう努めること。
- ・ 幼稚園、小学校、中学校等、異なる校種間において指導方法の工夫・改善等についての教職員の連携を図ること。
- ・ 「ことばのちから」「力だめしプリント」「定着確認プリント」等の府教育庁が提供している学習教材の活用や、10分程度の帯学習（モジュール）を活用した反復学習等にも積極的に取り組むこと。

（3）主体的な学習の習慣化

① 授業規律の徹底

- ・ 落ち着いた学習環境の醸成に向け、学習の準備、チャイム着席や授業集中等、学びの基盤となる学習規律の確立に学校全体で努めること。
- ・ 年度初めに、学校・学年として組織的にルールを策定し、「学力向上アクションプラン」に明示するとともに、その継続・徹底に努めること。授業規律を児童・生徒の主体的なものにするため、学習集団づくりとつなげた取り組みや児童会・生徒会等の自主的な活動等、多様な取り組みを進め、適切に評価する中で、児童・生徒の意欲と自覚を高める指導に努めること。

② 教室等の環境美化の徹底

- ・ 教室環境を整理整頓するだけでなく、学習のねらいを意識し、子どもが自分から興味を持って学習に取り組むことができるように環境を整えること。

(4) 家庭学習習慣の確立

① 家庭学習習慣の確立

- ・ 自学自習力の育成と学習習慣の確立に向けて、授業とつないだ補充学習、家庭学習等の組織的・計画的な取組みを進めるとともに、「ことばのちから」「力だめしプリント」「単元確認プリント」や中学校での「学習クラブ iプリント」「定着確認プリント」等を活用し、放課後学習等の充実を図ること。
- ・ 宿題の設定については、発達段階に応じて質的・量的に適切な内容を学校・学年として検討すること。ていねいな点検・評価活動を行い、短いPDCAサイクルの中で児童・生徒の主体的な家庭学習の力を育成すること。

② 保護者へのガイダンス実施等、協力、啓発を図る取組み

- ・ 家庭学習については、授業や補充学習、小テスト等と相互に連動させる等、意欲的に取り組めるよう工夫を行うこと。また「家庭学習の手引き」等を作成し活用するなど、家庭学習30分以下の児童・生徒に対する、個別の取組みを強化すること。

(5) 読書活動の推進

① 朝読書等の読書活動の取組み

- ・ 読書活動の推進については、知的活動の基盤となる教養・価値観・感性や言語の能力を育むため、陳列の仕方や読書スペースの工夫など、児童・生徒が読みたくなるような読書環境を整え、地域・保護者と連携した取組みをすすめること。朝の読書等の取組みにあたっては、教師も共に読書をする読書タイムや全校一斉読書活動等を通して読書習慣を身につけられるように努めること。
- ・ 定期的な読み聞かせ会等、読書活動の充実を学校・家庭・地域の連携により推進し、学習・情報センター及び読書センターとして有効活用できるよう、読書環境の整備も含め、学校図書室の機能を高めるとともに、学校図書室を教科の学習指導や読書指導の場として計画的に利用するなど、その有効活用に努めること。

② 学校図書館の環境整備

- ・ 公立図書館との連携や学校図書館支援ボランティアの有効活用を図ること。

(6) 「豊かな教育力の向上」 家庭・地域との協働体制の充実

① 幼小中の連携の充実と指導の連続性

- ・ 中学校区を基盤に、幼稚園・小学校・中学校を見通した指導の一貫性や系統性の共有を図り、連続した学びを保障するため、校種間連携をさらに密にすること。
- ・ 授業公開・交流やワーキングによる活動等を通して、指導内容・方法や「校区としての学習規律」等の相互理解と改善に努め、中学校区での連携した取組みを

組織的・計画的に進めること。

② 外部人材の効果的な活用の推進

- ・ 松原市学校支援人材ボランティアなど学校外の多様な人材活用や自然体験・ボランティア体験の導入等、児童・生徒の興味・関心等を生かし、個に応じた魅力ある授業の工夫・改善に努めること。
- ・ 地域学校協働本部事業、放課後学習等サポート事業、学習活動促進事業等を有効活用し、地域人材・学生ボランティア等の活用に努めること。

(7) 国旗・国歌の指導

- ・ 入学式や卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚・国歌斉唱が実施されるよう指導の徹底を図ること。
- ・ 国歌の指導については、小学校学習指導要領において「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に即した指導計画を作成し、適切な指導に努めること。

(8) 武道の指導

- ・ 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行う等練習環境に配慮すること。
- ・ 安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導すること。

(9) 文化財の活用

- ・ 体験学習の実施に当たっては、身近な社会教育施設等の施設及び機能を有効に活用する等、一層の創意工夫に努めること。また、各教科・科目、「総合的な学習の時間」及び特別活動等において、地元で継承されている伝統的な民俗芸能等に親しむ機会を積極的に創出すること。
- ・ 発掘調査により出土した土器等の文化財についても、各学校において展示を行い、直接触れる機会を作る等、地域の歴史を知る教材として積極的に活用すること。

また、平成29年に日本遺産に認定された日本最古の官道「竹内街道」をはじめ、本市の様々な文化遺産を周知すること。

《取組み・推進事業》

- 市教委・府教委主催研修（授業づくり研修・ステップアップ研修）
- 学力向上担当者会議
- 各校園教科研修・マイスクール（特色ある取り組み）
- 放課後学習等サポート事業（学習支援アドバイザー）
- 国際化教育推進事業（まつばら「DREAM」プラン・英語検定試験）
- 小中外国語（英語）担当者連絡会
- 市内小中学校へのALT及び市内小学校への英語指導協力員の配置

- 総合的教育力推進事業による地域人材ボランティアの活用
- 「学習クラブ i プリント」活用による自学自習力の育成
- デジタル等情報機器、デジタルコンテンツ等教育用ネットワークの活用
- 習熟度別少人数指導の充実
- 授業評価システムの活用による授業改善
- 学校図書館の整備、学校図書館支援ボランティア、市民図書館との連携による読書活動の充実
- 松原市教育課程研究推進協議会との連携
- 松原市教育研究会と連携
- 情報教育推進会議との連携

重点指導事項2 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

1. 規律・規範の確立と「ともに学び、ともに育つ」学校園づくり

(1) 集団づくりを基盤とした積極的な生徒指導の推進

① 子どもの良さやつながりが醸成される集団づくり

- ・ 子どもたち一人ひとりに自尊感情、自己有用感を育むとともに、他者の立場や気持ちを推し量り、共感的に理解する力、互いに伝え合い分かり合うコミュニケーション力、自分の力を信じ、自分で自分の身を守る力を引き出すエンパワメント等の指導を充実させ、積極的な生徒指導（成長を促す指導）の推進に努めること。
- ・ 豊かな人間関係スキルを身につけることができる教育活動と学級集団づくりの充実に取り組むこと。特に、学期が始まる時期には、子どもたちが良好な人間関係づくりができる取組みを推進すること。
- ・ いじめに対して「No」と言うことができるように、日常的な学級集団づくりを推進するとともに、スクールサポーター等を活用し、いじめの未然防止・早期発見と対応に努めること。
- ・ 「学級がうまく機能しない状況」については、その背景や原因を分析し、担任一人が抱え込むことなく、学校組織としての生徒指導体制を確立し、家庭や地域と連携しながら、効果的な指導の工夫・改善に努めること。

② 日常的な情報の共有と生徒指導体制の確立

- ・ 生徒指導上の課題については、校長を中心に危機管理の観点から、全教職員が一致協力した生徒指導体制を確立し、初期対応にあたるともに、早期の指導や再発防止への対応に万全を期すること。
- ・ その際、対応と指導にあたっては、表面的な指導に終わることなく、一人ひとりの

児童・生徒の背景や集団の力関係や構造まで踏み込んで、互いの本音や願いが分かり合えるような指導、“ピンチをチャンスに”転換するような指導に努めること。

- ・ 日常の子どもたちの様子や変化について、担任・学年・学校として、報告・連絡・相談体制と情報の共有を普段から意識してその徹底を図ること。
- ・ 生徒指導上の事象やトラブルについては、児童・生徒（子ども）の立場に立って誠実に対応・解決にあたるとともに、学校として毅然とした対応をすること。
- ・ 指導にあたっては、学校と家庭の役割と責任を明確にし、それぞれの役割と責任を果たすこと。

③ 学校全体で取り組む積極的な生徒指導の充実

- ・ 子ども同士、教職員と子どもとの信頼関係を基盤に、学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識を身に付け、児童・生徒の自己指導能力の育成を図ること。
- ・ 他の模範となる成果をおさめた子どもたちに対しては、表彰等を活用しながら、がんばりや努力を引き出し、励みとなるような取組みを進めること。
- ・ 問題行動などに対しては、全ての児童・生徒に対し、きまりを守る等の規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質を高める指導を行うこと。また、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」等の生徒指導に関するマニュアル等に則り、組織的な機能を生かした生徒指導体制の充実を図ること。
- ・ 「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）及び「大阪府子ども条例」の趣旨を踏まえ、児童・生徒の意見を受け止めるとともに、各学校の状況に応じて、児童会・生徒会等、児童・生徒が主体的に取り組むことができる活動を年間とおして計画し、その取組みの交流に努めること。

(2) いじめ・不登校への取組みの推進

① いじめの未然防止、及び早期解決に向けた組織的対応の推進

- ・ 「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 6 月）におけるいじめの定義をふまえ、生起したいじめに対しては、事実を正確に把握した上で、迅速かつ適切に対応すること。
- ・ いじめの未然防止、早期発見については、「松原市いじめ防止基本方針」「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」「いじめ対応マニュアル（いじめ対応マニュアル補助資料）」に基づき、適切に対応すること。
- ・ 深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については、市教育委員会へ速やかに報告すること。「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」の積極的な活用により、毅然とした対応を行うと共に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった専門家や関係機関との連携を行うなど組織的な対応を図ること。
- ・ いじめ等の実態把握について、日常より子ども理解に努めるとともに、どの学校でもおこりうることとしてとらえ、年複数回のアンケート調査を実施した上で、各個別面談、個人ノートや生活ノートの活用等、各校の実情に応じたいじめの実態把握に努めること。

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」をもとに、体系的、計画的にいじめの未然防止、早期発見に取り組み、いじめを認知した際の対応を適切に進めること。また、いじめの防止等の対策のための組織を活用し、いじめに関する諸問題に対して組織的に対応すること。
- ・ 生起したいじめについては、加害児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした指導に努めるとともに、被害児童・生徒の心理的ケアに努めること。また、全ての児童・生徒自らがいじめを乗り越える力を引き出すことや、いじめをおこさない集団づくりに努めること。
- ・ いじめの解消については、相当の期間においていじめに係る行為が止んでいること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを日常の観察や面談等で確認し、注意深く見守ることが重要であるとともに、解消後においても再発防止に努めること。

② 不登校の未然防止と継続的な支援の推進

- ・ 不登校については、日ごろから児童・生徒の状況の把握に努めるとともに、児童・生徒が欠席しがちになった時には、機を逸することなく家庭訪問を行う等、きめ細かい適切な対応を図ること。
- ・ 不登校の減少と未然防止に向けて、「松原市不登校児童生徒等総合支援会議」等での議論を踏まえ、校内不登校支援会議等を定期的で開催すること。校内不登校児童生徒支援会議等では、長欠・不登校児童・生徒に対し、学校・家庭・地域が連携した支援を図るよう、個人指導記録カード等を活用すること。
- ・ 児童・生徒を取り巻く環境の改善に支援が必要な場合等は、スクールソーシャルワーカー等を積極的に活用し、福祉機関等との連携を図ること。
- ・ より深い児童・生徒理解に努めるため、ケース会議を核に、関係諸機関とのネットワークを強め、チームによる支援体制で取り組むこと。
- ・ 小学校における不登校児童の増加や、中学1年時に増加する傾向にある不登校生について、小中連絡会議等を通して長欠・不登校児童の状況を把握すること。また、小学校段階から不登校やその兆しがある児童については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、中学校入学段階での小中連携を積極的に取り組むこと。
- ・ 心因性のひきこもり傾向や無気力傾向の不登校児童・生徒への対応については、個々の状況に応じて、学校と家庭が連携した支援をおこなうこと。その際、訪問指導員「ハートフル・ふれんど」、本市教育支援センター（チャレンジルーム）等を有効活用し、本市「出席簿記入の手引き」に則り適切な対応を図ること。

③ 問題行動や少年非行の未然防止及び早期解決に向けたチーム支援の充実

- ・ 問題行動や少年非行の未然防止及び早期解決を図るため、校長の明確な方針のもと、担任等が一人で抱え込むことのないよう、情報の共有や方針の決定など、学校が一体となった指導体制のもと、組織的に対応するよう努めること。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、校内における教育相談機能の充実を図ること。

- ・ チームで行う支援の充実に向けて、子ども未来室、子ども家庭センター、警察、少年サポートセンター等の関係諸機関との連携のもと、ケース会議等の実施等、総合的なネットワークを構築し、開かれた生徒指導体制づくりに取り組むこと。

④ 体罰の根絶

- ・ 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、暴力肯定の考え方を助長させ、いじめや暴力行為などが生じやすい土壌を生む恐れがあり、いかなる場合においても許されないことを、教職員一人ひとりに周知徹底すること。
- ・ 「体罰防止マニュアル（改訂版）」等を活用し、教職員の指導力量を高めるとともに、日常から体罰のない学校づくりを推進すること。

⑤ 児童虐待防止のための関係機関との継続的な連携

- ・ 児童虐待については、「児童虐待の防止に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、速やかに子ども家庭センターまたは子ども未来室への通告とその後の児童・生徒の安全確保を徹底すること。
- ・ 子ども、保護者への継続的な支援を実施するため、学校として組織的に対応するとともに、関係諸機関との連携を図ること。

⑥ 携帯電話等・ネット上のいじめやトラブル防止の取組みの推進

- ・ 増加傾向にある携帯電話等でのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や無料通話アプリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題解決に対しては、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等に努めること。
- ・ 携帯電話等の使用については、「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」を活用し、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導に努めること。
- ・ 携帯電話等の使用については、家庭でのルールづくりやフィルタリングの利用を進める等、保護者への指導、啓発、支援に努めるとともに、被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制を確立すること。

⑦ 学校組織としての保護者や地域との対応

- ・ 保護者や地域からの要望や相談に対する対応の際には、その思いを十分に聞きとり、事実関係を正確に把握した上で、迅速な課題解決を図ること。その際、「保護者連携等の手引き」を参考にし、学校が組織として適切に対応するように努めること。
- ・ 学校園だけでは解決が困難な事態が発生した際には、必要に応じて、学校園問題対策チームを活用すること。

《取組み・推進事業》

●児童生徒ハートサポート推進事業の活用(スクールサポーター)

- まつばら学校支援チーム事業「まつばら学校応援団」
- 松原市教育支援センター(チャレンジルーム)の活用
- 小中学校配置のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- 児童生徒理解のための野外活動推進事業の活用
- 中学校における課外部活動の充実
- 専門家等との連携による指導体制の充実(教育相談、ハートフルふれんど)
- 松原市不登校児童生徒等総合支援会議との連携
- 松原市要保護児童対策地域協議会との連携
- 学校園問題対策チームの活用
- 松原市いじめ問題対策連絡協議会
- 松原市いじめ問題専門委員会

(3) 生き方につながる道徳教育の推進

①「考え、議論する道徳」へ

- ・ 道徳教育については、学校園の教育活動全体を通じて、計画的・発展的に行い、幼児・児童・生徒の豊かな人間性の育成に努めること。特に「道徳科」・「道徳の時間」については、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えられるよう指導すること。また、児童・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し指導に生かすよう努めること。
- ・ 小学校においては、児童の成長を認め励ます個人内評価を行うこと。
- ・ 人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度等を養う取組みを進めること。取組みに当たっては、他者との対話の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むよう指導すること。
- ・ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取組みを進めること。
- ・ 故郷松原に親しみを持ち、誇りを持てるよう、「まつばらいろはかるた」や「松原市歌」等を、「わたしたちの松原市」の指導や学校行事等に効果的に活用すること。

② 道徳教育の指導体制

- ・ 学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、道徳教育の全体計画及び「道徳科」・「道徳の時間」の年間指導計画を全職員の共通理解のもとに作成すること。
- ・ 「道徳科」・「道徳の時間」の指導時間数の確保に努めるとともに、児童・生徒や学校及び地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定め、「道徳科」・「道徳

の時間」と各教科等の内容及び時期の関連が明確になるよう工夫すること。

- ・ 今年度からの小学校「特別の教科 道徳」の実施を踏まえ、市教委の道徳教育研修会への積極的な参加とともに、児童・生徒の心に響く教材の活用や指導方法の工夫、評価のあり方等にも積極的に取り組むこと。
- ・ 大阪「こころの再生」宣言を踏まえ、「道徳科」・「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。

③「私たちの道徳」等の活用

- ・ 主たる教材としての教科書の活用をふまえ、「私たちの道徳」（平成 26 年文部科学省作成）においても、「道徳科」・「道徳の時間」をはじめとして、学校の教育活動全体を通じて積極的に活用すること。なお、家庭での生活や学校と家庭との連携、地域での活動等に際しても活用を図ること。
- ・ 大阪府「こころの再生」府民運動の趣旨を盛り込んだ道徳教育資料『「大切なこころ」を見つめ直して』や文部科学省「小学校道徳 読み物資料」「中学校道徳 読み物資料」、「夢や志をはぐくむ教育」（大阪府教育委員会）、「魅力ある道徳の授業づくり」（大阪府教育センター）その他の読み物資料を積極的に活用し、道徳の授業づくりの充実を図ること。

《取組み・推進事業》

- 松原市道徳教育推進教師連絡会議
- 松原市道徳教育研修会
- 大阪府道徳教育推進教師連絡協議会
- 松原市教育研究会道徳部会との連携

（４） 教育的ニーズに応じた支援の充実

①「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・ 地域における共生社会の実現をめざして、全ての幼児・児童・生徒、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進させ、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくりや集団づくりをより一層推進すること。
- ・ 障がいの有無にかかわらず、支援教育の視点を踏まえ、誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、全教職員の共通理解のもと、教育環境や適切な支援・配慮の充実に努めること。
- ・ 通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒が多数在籍する中、市「インクルーシブな学校づくり研究推進事業」の取組み等を活用し、児童・生徒の実態や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われるよう、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む等、全校的な支援のもと、組織的な教育活動を展開すること。

②一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育・支援の充実

- ・ 発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒の指導に際しては、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮を行うこと。また、あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努め、きめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的組織的に行われるよう、担任や関係教員の連携に努め、支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒の全員について、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成・活用すること。
- ・ 作成・活用については、合理的配慮の内容を明記するなど、本人や保護者の参画のもと、校内で共有を図るとともに、校種間はもとより、福祉・医療・労働等の関係機関と連携し、定期的に評価・点検・見直しを実施することにより、内容の充実に努めること。
- ・ 幼児・児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引継が確実にされるよう努めること。

③校内支援体制の整備・充実

- ・ すべての学級に支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、ユニバーサルデザインによる授業づくりや集団づくりの取組みを学校全体で積極的にすすめること。
- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、支援教育コーディネーターを中心とした校園内委員会、校内ケース会議等の充実、総合的な支援体制の整備・充実に一層努めること。
- ・ 支援教育コーディネーター連絡会等を活用し、学校・校種間の連携に努めること。
- ・ 支援教育コーディネーターを保護者に周知し、相談窓口を明らかにすることに努めること。

④人権侵害事象への未然防止と対応

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒に対する人権侵害事象やいじめなどの事例が生起している現状がある。関係法令の趣旨を踏まえ、各学校において教職員研修等により、教職員の人権感覚を一層磨き、人権意識の高揚を図るとともに、校内組織体制を整備して、障がいについての理解を深める教育や集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。その際、関係資料等の活用を図ること。
- ・ いじめの未然防止については、「いじめ防止指針」等に基づき、適切に対応すること。

⑤「ともに学び、ともに育つ」支援教育の研修の充実

- ・ 市「インクルーシブな学校づくり研究推進事業」研究校の実践や研究成果を活用し、支援教育の視点に立った集団づくり・授業づくり等の推進に努めること。
- ・ 支援教育の理解と啓発をより一層推進させるため、教員の専門性の向上を図ること。

と。その際、「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」、
「体罰防止マニュアル（改訂版）」、指導資料集「ぬくもり」や「学校における人権教育推進のための資料」等を活用した教職員研修の充実に努めること。

- ・ 保護者との信頼関係を構築、地域支援ネットワークをコーディネートする力の向上など、様々な課題に対応できるよう、多様な研修を受講するなどして、全ての教職員の資質の一層の向上を図ること。

⑥就学相談・支援の充実

- ・ 就学相談・支援に当たっては、合理的配慮の観点を踏まえ、本人及び保護者の意向を尊重し、教育的ニーズの的確な把握に努め、早い時期から就学に関する適切な説明や多様な情報提供に努めること。

⑦地域支援ネットワークの構築

- ・ 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援やリーディングチーム・医師・理学療法士・臨床心理士等の活用による巡回相談や、各種研修を積極的に活用して、地域を支援するネットワークづくりに努めること。
- ・ 支援学校リーディングスタッフ及び市町村リーディングチーム等を活用して、すべての教職員に対する理解・啓発に努めること。
- ・ 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、相互理解がより一層進むよう、支援学校との交流及び共同学習についても一層の促進を図ること。また、実施に当たっては、「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」等、府教育委員会が作成した指導資料の活用を図ること。
- ・ 府立支援学校等に在籍する子どもたちにも、地域活動の情報が届くように努めること。

⑧病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援

- ・ 病弱児については、特に学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導での配慮に努めること。
- ・ 合理的配慮の観点を踏まえ、医療的ケアを必要とする児童・生徒については、看護師等との連携の中で安全・安心に学校生活を送ることができるよう配慮に努めること。

《取組み・推進事業》

- 「インクルーシブな学校づくり」研究推進事業
- 支援教育研修会
- 支援教育コーディネーター及び通級担当連絡会
- 通級指導担当連絡会
- 支援教育巡回（訪問）相談
- 松原市教育研究会との連携によるなかよし各種事業
- 南河内地区支援教育地域支援整備事業
- 松原市自立支援協議会との連携

(5) 人権尊重の教育の推進

①夢や生き方、集団づくりとつなげた人権教育

- ・ 人権教育の推進にあたっては、国の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の趣旨を十分にふまえ、同和問題をはじめとし、子ども、男女平等、障がい者、在日外国人、性的マイノリティ等に係る様々な人権問題の解決に向け、教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、教育活動全体を通じた計画的な人権教育の推進により、人権尊重の理念に基づいた学級・学校づくりに努めること。
- ・ 「大阪府同和対策審議会答申」（平成13年9月）、及び大阪府教育委員会教育長通知「同和問題の早期解決に向けて」（平成14年10月）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月）の趣旨を踏まえ、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。

②教職員の人権意識の向上

- ・ 校園長のリーダーシップの下、教職員の人権感覚と人権意識の高揚を図るとともに、教職員が一体となって人権教育に取り組む校内組織体制を整え、人権教育の目標の設定、指導計画の作成や教材の選定・開発等の取組みを組織的・継続的に行うこと。
- ・ 取組みについての点検・評価を行い、保護者や地域の人々への積極的な情報提供に努めること。
- ・ すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけるための研修を組織的・計画的に推進すること。
- ・ 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の実践や成果を継承できるよう、研修等の実施に際しては「教職員人権研修ハンドブック」（平成29年3月改訂）、「学校における人権教育推進のための事例集」、「学校における人権教育推進のための資料集」等の活用を努め、教職員研修等により人権感覚を一層磨き人権意識を高揚するよう努めること。

③年間カリキュラムの作成

- ・ 幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成と、健全な人権感覚、豊かな人間性・社会性を育むため、実態や発達段階に応じた年間カリキュラムを作成すること。
- ・ 「協力的・参加的・体験的な学習活動」をキーワードに指導方法の工夫を行い、集団づくりを基礎に、主体的に判断する力や実践的な行動力とともに、他の人の立場や気持ちを共感的に理解する力やコミュニケーション能力を養うように努めること。

④指導の工夫・改善

- ・ 人権教育の指導にあたっては、「人権学習モデルカリキュラム参考事例集」「人権教育実践事例集」「人権教育教材集・資料」「人権基礎教育指導事例集」「人権教育のための資料」「OSAKA人権教育ABCシリーズ」「人権教育」リーフレットシリーズ等各種指導資料を活用するとともに人権教育副読本『にんげん：ひとシリーズ』や、大阪人権博物館（リパティおおさか）、ピースおおさかの展示、地域人材等の活用を図り、指導の工夫・改善に努めること。

⑤研究の推進

- ・ 研究開発学校、人権教育総合推進地域事業、人権教育研究指定校事業等の研究成果をふまえ、児童・生徒の豊かな人間関係づくりのためのスキルを培う指導や、人権に関する知的理解を育成する指導について研究を推進すること。校内組織体制を整備して、集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努めること。

⑥校種間・地域との連携

- ・ 人権教育の推進にあたっては、幼・小・中・高等学校及び地域や関係研究機関との十分な連携を図るとともに、校区人研の充実と活性化を軸に中学校区を単位とした学校間のネットワークづくりを推進し、学校園・校種を超えて互いの良さを教育活動に積極的に生かすこと。

⑦人権侵害事象への対応

- ・ 人権侵害等が生じた場合には、教育委員会をはじめ関係諸機関と速やかに連携を図り、機を逸することなく必要な措置を講じるとともに、背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、課題の解決に向けて最善の努力をすること。
- ・ いじめの未然防止については、「いじめ防止指針」及び「いじめ対応プログラム」「いじめ対応マニュアル（いじめ対応マニュアル補助資料）」に基づき、適切に対応すること。

⑧違いを認め合いともに生きる教育

- ・ 互いの違いを認め合いともに生きる教育の推進のため、「ヘイトスピーチ解消法」、（平成28年6月）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」及び「大阪府在日外国人施策に関する指針」、本市「在日外国人教育に関する指導の指針」の趣旨を踏まえ、在日外国人幼児・児童・生徒の実態把握に努め、その歴史的経緯や社会的背景を正しく認識させるとともに、「在日外国人教育のための指導資料（DVD）」、「ちがいでドキドキ多文化共生ナビ～在日外国人教育実践プラン集～」等を活用し、国際友好・親善・協調の態度を育成すること。
- ・ 本名使用に対する指導に際しては、自らの誇りと自覚を高めるという意義をふまえ、他の幼児・児童・生徒にその趣旨が理解されるよう十分配慮すること。

⑨日本語指導を必要とする幼児・児童・生徒の受入れ

- ・ 日本語指導を必要とする海外から帰国及び渡日した幼児・児童・生徒については、

文化や習慣・制度の違いからくる戸惑いを踏まえ外国人幼児児童生徒教育指導協力員や日本語指導対応加配教員による派遣指導等の活用を図り、校園内の受入れ体制の充実をはかること。

- ・ 指導にあたっては、当該児童・生徒の状況を踏まえ、必要に応じて個別の指導計画を作成し、「日本語指導実践事例集」等を活用し「特別の教育課程」を実施するなど、学習言語としての日本語習得が図られるよう努めること。
- ・ 多言語による進路ガイダンスへの児童・生徒及び保護者の参加を促すとともに、Webページ「多言語による学校生活サポート情報」「小学校入学準備ガイドブック」及び「帰国・渡日児童生徒就学支援ハンドブック」等を活用し、ともに生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な力を育成し、個に応じた日本語指導・生活適応指導、及び就学の促進や進路支援に努めること。
- ・ 受け入れに当たっては、年齢相当の学年に編入学させることを原則とすること。

⑩国際理解教育

- ・ 国際理解教育については、自国の歴史や文化・伝統に誇りをもち、諸外国の異なる文化や習慣等について理解を深め、ともに生きていく力や自分の意思を表現できる基礎的な能力を育成するよう努めること。
- ・ 今年度、教育交流協定を締結する予定の台湾台北市教育局との友好・文化交流活動等の推進を図るなど相互理解や相互信頼を深める取組みを積極的に進めるよう努めること。

⑪平和教育

- ・ 平和教育については、生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けるように努めること。

⑫男女平等教育

- ・ 男女平等教育については、固定的な性別役割分担意識を助長する場面がないよう留意するとともに、必要のない男女別の指導は行わないようにし、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性等について指導の充実を図ること。
- ・ 性的マイノリティとされる児童・生徒については、個々の状況に応じ、教職員が協力して相談しやすい体制を整えるとともに、心情に配慮した環境を整えるなど対応をするよう努めること。

⑬福祉教育

- ・ 福祉教育については、福祉の意味や役割についての理解を深め、ボランティア活動等に参加しようとする実践的な態度を育成するため、関係諸機関と連携し、障がい者や高齢者との出会いや体験を通じた指導の充実を図ること。

⑭環境教育

- ・ 環境教育については、環境の保全や地球規模で起きている地球温暖化等の環境問題の解決及び持続可能な社会の実現に向けて、主体的に行動する意欲や態度を育む

ため、関係諸機関と連携しながら横断的・総合的な取組みを図ること。

⑮セクシュアル・ハラスメントの防止

- ・ セクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」等を踏まえ、教職員の共通理解を図り、相談窓口を明確化し、未然防止のための学校体制を確立すること。
- ・ 府教育センターの「すこやか教育相談」及び大阪府教育委員会が運用する「被害者救済システム」の周知に努めること。

《取組み・推進事業》

- 中学校区の連携した教育協働研究推進事業
- 外国人幼児児童生徒指導協力員派遣事業
- 国際交流キャンプの実施
- 松原市人権教育研究会との連携
- 松原市在日外国人教育研究協議会との連携
- 松原市教育研究会との連携
- 松原市教育課程研究推進協議会との連携
- 松原市日本語指導連絡会との連携
- 松原市中学生海外交流事業

(6) 体力向上と食育の推進

①児童・生徒の体力向上に向けた運動の機会の確保

- ・ 学校園の教育活動全体を通じて、幼児・児童・生徒の発育・発達段階に応じた健康教育、各小中学校における「体力づくり推進計画」の策定による体力づくりに努める等家庭や地域社会と連携し組織的、計画的に実施すること。
- ・ 学校保健委員会等が出された意見を参考にするなど、必要に応じて地域人材としての教育アドバイザーの活用を図るよう努めること。
- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、児童・生徒の体力状況を把握・分析し、体力向上に向けた取組みを検証し、改善に努めること。

②給食を活用した学校全体での食育の取組み

- ・ 偏った栄養摂取・朝食欠食などの食生活の乱れや肥満痩身傾向など食に関する問題は深刻である。そのため、食に関する指導に当たっては、すべての学校で食に関する指導の全体計画を作成し、「食に関する指導の手引」を参考に、食育を推進するための組織を明確にする等、校内体制を整備するとともに、学校教育活動全体を通して実施すること。また、小中学校の連携した食育の取組みにも努めること。
- ・ 担任を中心に栄養教諭・栄養職員とも積極的に連携し、各教科や道徳、「総合的な学習の時間」等を積極的に活用するとともに、全教職員が連携・協力し、毎日の学校給食を生きた教材として活用して、日々の給食指導を充実することにより、望

ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成に努めること。

- ・ 学校評価で食育を評価し、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。

③保護者と連携したアレルギー対応

- ・ 既往症、アレルギー疾患（食物アレルギー、喘息、アトピー等）に係る幼児・児童・生徒の個体把握を保護者との綿密な連携のもと行う。
- ・ アナフィラキシーショックへの対応等を教職員で情報共有するとともに、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を参考に、学校における対応マニュアルを整備するなど、学校全体で事故防止に努めること。

（７） 基本的な生活習慣の確立

①基本的な生活習慣の確立

- ・ 調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養と睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、幼児・児童・生徒に「早寝早起き朝ごはん」といった望ましい生活習慣を確立するため、学校園での指導はもとより、様々な機会を捉えて保護者・家庭に啓発すること。
- ・ 子どもたちの成長とともに変化する、学校と家庭のそれぞれの役割と責任を踏まえ、保護者への指導と啓発にあたっては、幼小中の接続と連携を大切にすること。

②性に関する指導及びエイズ教育

- ・ 性に関する指導及びエイズ教育の推進に当たっては、児童・生徒の発達段階を踏まえ、男女平等の視点や、児童・生徒の実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに保護者の理解を得て指導の充実を図ること。
- ・ 府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するとともに、「大阪府『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」の周知を図り参考にすること。

③保健指導の推進

- ・ 保健指導の推進に当たっては、教育計画との関連を図り効果的に進めること。
- ・ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師との連携を図り、年1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会の開催に努めるとともに、幼児・児童・生徒が、自らの健康を保持増進できる資質や能力を育成することができるよう、その活用を図ること。

④薬物乱用防止の取組み

- ・ 覚せい剤・大麻等薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置づけ、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

- ・ 学校薬剤師や警察官等の専門家による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「危険ドラッグ」の危険性についての理解や「医薬品等の正しい使い方」についても取り扱うこと。

⑤水泳指導

- ・ 学校のプールにおける水泳指導に関しては、特に事故防止に努め、緊急時に迅速な救急処置等、適切な対応ができる救急体制を確立すること。
- ・ 万一の心肺停止に備え、全ての教職員を対象にしたAEDの使用を含めた心肺蘇生法の研修を実施する。

⑥部活動活性化に向けた取組みの推進

- ・ 中学校部活動については、生徒の自主性・主体性を尊重しつつ、望ましい活動日数・時間を検討し計画的に実施すること。
- ・ 拠点校部活動、合同練習等、他校との連携や外部指導者の活用等、地域と連携した活動を推進し部活動の活性化に努めること。

《取組み・推進事業》

- 松原市医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携
- 各種健康診断事業
- 学校環境衛生各種検査等
- 学校保健各種研修会
- 学校保健会における研修会をはじめ、学校保健の充実
- 松原市連合運動会
- 松原市PTA協議会との連携
- 松原市フレンドシップ事業

(8) キャリア教育の充実を図るために

①系統的・継続的なキャリア教育の推進

- ・ 児童・生徒が、目標を持ち、主体的に進路を選択し、社会的・職業的に自立し、よりよい社会を創っていかうとする態度を養うとともに、自らの人生や新しい社会を切り開くために必要な能力の育成に努めること。
- ・ 幼児期の教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的・継続的に行うように努めること。
- ・ 教育活動全体を通じて、キャリア教育の視点で学校教育活動を充実させること。特に児童・生徒が自信や自己有用感をもって、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進すること。
- ・ 各学年の活動の関連性や系統性を考えた年間指導計画を作成するとともに、その検証・改善を行いながら取組みを進めること。また、中学校区においても「大阪府キャリア教育プログラム」(平成23年3月)や「キャリア教育の進め方サポートブック」(平成24年3月)を活用し、「めざす子ども像」及び全体指導計画の作成を

行い、その検証・改善を行いながら取組みを推進すること。

②進路指導の充実

- ・ 校内進路指導体制を整備し、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの責任で進路を選択決定する能力を身に付けることができるように努めること。高等学校等への進学指導に当たっては、生徒の能力や興味・関心、将来への進路希望等を十分に踏まえること。
- ・ 公立高等学校入学者選抜制度の変更、府立高等学校の特色づくり、高等学校の授業料無償化にかかる法律の改正、厳しい就職状況等、進路選択に係る状況が大きく変化していることから、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、進路ガイダンス機能を充実させること。
- ・ 高等学校合同説明会、各高等学校等が実施する体験入学等の活用や、高等学校等の特色等についての情報提供、大阪府公立高等学校支援学校検索ナビ「咲くナビ」の活用等適切なアドバイスや支援に努めること。
- ・ 特に、不登校や外国からの編入等配慮を要する生徒については、入学者選抜制度等の周知を含め、指導には十分配慮すること。

③進路指導における地域や関係諸機関との連携

- ・ 近隣の高等学校等と連携した「出前授業」等の取組みを推進すること。
- ・ 不登校生徒や進路未決定者の中学校卒業後の状況及び、高校等への進学後の中途退学者等に対する状況把握を進め、将来への展望をもてるよう、その支援に努めること。
- ・ 職場体験学習については、複数日実施し、働くことの意義や、目的の理解、進んで働こうとする意欲や態度などを育成するよう努めること。
- ・ 実施においては、受け入れる事業所の拡大やマナー教育等の充実に努めるために、職場体験学習に関する懇談会等の論議を踏まえ、地域教育協議会や関係諸機関との連携を一層深めるように努めること。

④配慮の必要な児童・生徒の卒業後の進路選択の充実

- ・ 障がいのある児童・生徒の卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、「知的障がい生徒自立支援コース」及び「共生推進教室」や「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分に伝わるよう、入学時、入級時より、様々な機会を通じて、適切な説明や、将来の進学や就労に必要な情報提供に努めること。
- ・ 障がいのある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導担当者と支援学級担任が十分に連携するなど、学校全体で対応すること。
- ・ 外国からの編入等、配慮を要する児童・生徒の卒業後の進路については、大阪府教育委員会の帰国渡日児童生徒学校生活サポート事業及び多言語進路ガイダンス等の機会を活用し、入試制度や進路選択に必要な情報を児童・生徒や保護者に適切に提供するよう努めること。

⑤奨学金制度等の理解と主体的な進路選択

- ・ 生徒が経済的理由により進学を断念することなく、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるよう、生徒や保護者に制度の理解を推進すること。
- ・ 教職員自らが奨学金制度や高等学校の授業料無償化等の理解に努め、進路指導の充実に努めること。また、奨学金の返還に対する意義と責任等についても自覚できるよう指導に努めること。

《取組み・推進事業》

- 学習活動促進事業
- 職場体験に関する懇談会
- 松原市進路指導研究協議会との連携
- 地域教育協議会との連携

2. 子ども・子育て支援施策の充実 ～幼児教育の充実のために～

①体験を重視した環境設定と組織づくり

- ・ 幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、幼稚園教育要領で示される「幼児期のおわりまでに育てほしい姿」を考慮し、幼児が様々な人やものとのかかわりを通して多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すように努めること。
- ・ 教員は、幼児の主体的な活動を促すため、教育支援員等と連携し、幼児一人ひとりが他の幼児の考え等に触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わえるとともに、自ら考えようとする気持ちを育てられるよう適切な環境の設定に努めること。
- ・ 地域人材や教育アドバイザー等を活用する等、豊かなふれあいと体験が得られるよう適切な指導を大切にするとともに、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のために、教員同士がお互いの教育課程について理解を深め、組織的に連携すること。
- ・ 幼稚園の教育課程の編成にあたっては、四つ葉幼稚園における3歳児保育も考慮しながら、幼児の発達と幼稚園・地域の実態を踏まえるとともに、「中学校区の連携した教育協働研究推進事業」等の研究成果を十分に活用すること。

②社会性・道徳性を培う心の教育の充実

- ・ 豊かな心を育み、基本的な生活習慣や望ましい社会性を育成し、道徳性の芽生えを培うため、挨拶、返事、履き物の片づけなど指導の徹底をはかること。

③家庭・地域の連携と子育て支援の充実

- ・ 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう、開かれた幼稚園づくりに努めること。
- ・ キッズカーニバルや、未就園の幼児も含めた体験交流、保護者説明会等の充実に努めること。

- ・ 家庭との連携を深め、子育て支援策の充実を図るため、預かり保育の時間延長とともに、子育て相談等、幼稚園が家庭や地域に一層開かれたものとなるように、創意工夫を生かした取組みを積極的に行うこと。

④保幼小の交流から連携への推進

- ・ 幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえ、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有するなど、保幼小の円滑な接続を推進するよう努めること。
- ・ 幼児・児童の交流だけにとどまらず、保育士・教員の保育参観や授業参観を実施するなど、教育課程、保育課程の相互理解に努めること。

《取組み・推進事業》

- 中学校区の連携した教育協働研究推進事業
- 体験活動（体操教室、絵画教室、英会話体験等）の充実
- 松原市教育課程研究推進協議会との連携
- 松原市教育研究会幼稚園部会との連携
- 松原市人権教育研究会、松原市在日外国人教育研究協議会との連携

重点指導事項3 安心・安全な学校園づくりの推進

1 インターナショナルセーフスクールの取組み成果を普及

(1) 子どもたちの生命身体を守る取組みの推進

① 危機管理体制の充実と安全指導の徹底

- ・ 災害及び万一の事故・事件に対応できるよう、各学校園の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を充実するとともに、教育活動全体を通して安全に関する指導の徹底に努めること。
- ・ 学校での事故やけがについては、管理職、学年等への報告・連絡・相談の徹底と保護者への丁寧な連絡を行うとともに、頭部のけが等については、病院へ搬送する等、誠実で適切な対応をすること。
- ・ 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、推進体制を整備すること。

② インターナショナル セーフスクール（ISS）の推進

- ・ 「（体および心の）ケガ及びその原因となる事故、いじめ、暴力を予防することによって、安心・安全な学校づくりを進める」という趣旨に基づき、学校、保護者、地域、関係団体が協働した「インターナショナル セーフスクール（ISS）」の認証取得に向けて市内全ての小中学校で取組みを進めるとともに、すでに認証を取

得した松原第三中学校区の布忍小学校、中央小学校、松原第三中学校の実践と成果を各校園の取組みに生かし、子ども主体の安心・安全な学校づくりをすすめること。

③ 安全確保の充実

- ・ 本市「学校園における不審者侵入等(緊急事態)防止及び侵入時の危機管理マニュアル」及び各学校園の危機管理マニュアル等に則り、安全管理についての点検や不審者の侵入等に対する危機管理体制を確立すること。
- ・ 安全指導の推進にあたっては、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図ること。また、軽微な事故やけがについても適切な初期対応を行うとともに、災害や万一の事故・事件が発生した場合、教職員としての自覚のもと、的確に行動できるように各学校園の危機管理マニュアルの再点検をおこなうよう努めること。小学校においては、「市立小学校セーフティスクールサポート事業」により全小学校の校門に配置された管理員と密接な連携を図るよう努めること。
- ・ 日常の安全確保に向けた取組みや遊具の点検等校園内の安全点検とともに、6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取組みを点検し、その強化に努めること。

④ 安全教育、防災教育の推進

- ・ 幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送ることができるよう、安全教育を一層推進すること。特に、幼児・児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、警察等との連携による防犯教室の実施等、自己防衛力の育成を図ること。
- ・ 東日本大震災及び熊本地震の教訓を踏まえ、「地域防災ネットワークプロジェクト」等による、学校の実態に応じた実践的な避難訓練を行う等、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。
- ・ 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、交通安全教室を開催し、自転車利用を含む交通安全に関する指導の充実に努めること。
- ・ 児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたことを周知するとともに、PTAと連携するなど、全児童生徒の保険加入促進に努めること。

⑤ 学校の体育活動中の事故防止の取組み

- ・ 府下で、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止に万全を期すること。
- ・ 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- ・ 熱中症の予防については、活動時の環境条件に配慮し、水分補給などの措置を講ずること。
- ・ 屋外での体育活動においては、天候の急変などによる落雷等に十分注意し、ため

らうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。

⑥ 地域の協力団体との連携の推進

- ・ 登下校時の通学路については、地元警察等、関係機関と連携し、危険箇所における安全対策等、一層の安全確保に努めること。
- ・ 保護者や「子どもの安全見守り隊」等学校園支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、登下校時等における校区巡視、「こども110番の家」や自転車の前かごのステッカー取り付け等の方策を講じるよう努めること。

⑦ 保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底

- ・ 学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及びアナフィラキシーショック等の事故の防止や、「熱中症環境保健マニュアル」（環境省）を参考に熱中症等の事故の防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。

⑧ 学校保健計画及び学校安全計画の策定と快適な教育環境の充実

- ・ 学校保健安全法に基づき、学校保健計画及び学校安全計画の策定に努めること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健、学校安全の取組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。
- ・ 学校環境衛生基準に基づき、児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理に努めるとともに、検査結果の保管を行うこと。

⑨ 薬品の管理

- ・ 学校園における薬品等の管理については、管理台帳の整理や管理担当者を明確にし、特に毒物・劇物をはじめ農薬、有機溶剤等については、管理に十分配慮すること。

重点指導事項 4 学校園運営体制の充実と教職員の資質向上

1 学校園運営体制の確立と開かれた学校園づくり

(1) 積極的な情報発信による開かれた学校園づくり

① 学校園だより・校園長だより・HPの充実など、積極的な情報発信を

- ・ 児童・生徒の学力向上はもとより、学校園の教育活動をより効果的にするためにも、情報発信の重要性を認識し、学校園だより・HPの充実とともに校園長だより等、保護者への啓発を校園長は計画的・積極的に行うこと。

《取組み・推進事業》

- ホームページ等情報発信の充実

(2) 初任者等、若手教職員の育成と組織力の向上

① 教職員の組織的・継続的な育成

- ・ 教職員は、専門的な知識・技能に裏づけられた実践的な指導力や人権意識の向上をめざし、絶えず研究と修養に励み、自らの資質を高めるとともに、幼児・児童・生徒および保護者の信頼に応えられるよう、豊かな人間性を培うこと。
- ・ これまでの松原の教育を継承しつつ、様々な教育課題に対応するため、「**初任者等育成プログラム**」「**校長及び教員の資質向上に関する指標**」を踏まえ、校長のリーダーシップのもとに「**次世代の教職員を育てる OJT のすすめ**」を活用し、日常的、組織的なOJTの推進に努めることが重要である。また、教職員の課題に応じ、きめ細やかな指導・助言等、適切な個別支援を行うためにも、管理職・初任者指導教員等が、教育アドバイザーとの連携・情報交換を密にすること。
- ・ 首席・指導教諭等を軸に学校運営の中心となるミドルリーダーの育成に努め、教職員の資質・能力の向上を図ること。ミドルリーダーの育成に当たっては、「**ミドルリーダー育成プログラム**」を活用すること。
- ・ 学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。
- ・ 初任者研修・10年経験者研修をはじめとする教職員の経験年数や職務内容に応じて行われる府教委主催や市教委主催等の校内外研修の受講について、格段の配慮をすること。

② 授業改善・指導力向上に向けた取組みの充実

- ・ 研究授業、公開授業を積極的に行い、教育課程や授業のあり方・児童・生徒理解等について、教職員相互の教材研究や意欲的な取組みを促進する等、授業改善・指導力向上に向けた環境づくりに努めること。
- ・ 学習面における個に応じた指導内容・指導方法、考える力を育む授業づくり等、授業研究や事例研究を積極的に進め、教科の専門性を高めるとともに、教職員の総合的な指導力の向上を図ること。

③ 各校園における教職員研修の充実

- ・ 教職員研修の実施にあたっては、社会の変化、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、また各校園の課題等を踏まえて実施すること。
- ・ 教科研修をはじめとする校内外研修の充実改善を一層図るために、明確なビジョンを基に研修目標を設定し、計画的に実施すること。
- ・ 研究学校園等市内各校園の研究成果の交流や校内外研修の成果を報告する機会の設定等、成果を自校園の教育活動に広く還元されるよう配慮すること。

④ 組織的・効果的な学校園運営

- ・ 全教職員が意欲を持ち、活気に満ちた職場を創るため、組織的な学校園運営を図ること。
- ・ 「人財こそが宝」であることを認識し、教職員のモチベーションを高め、効果的

- ・ 効率的な教育活動を営むため、ワーク・ライフバランス等にも配慮した学校園運営を図ること。

⑤ 研修への計画的な参加及び年間研修計画作成の推進

- ・ 府教育センターや市教育委員会の実施する教職員研修について周知徹底を図り、年間を通して計画的に研修へ参加できるよう配慮すること。
- ・ 校内外研修の年間計画策定にあたっては、夏季休業期間等を積極的に活用すること。

⑥ 「教職員の評価・育成システム」の活用

- ・ 「教職員の評価・育成システム」について、教職員の理解を一層深めるとともに、その有効活用により教職員の意欲・資質能力の向上と学校活性化に努めること。また、校長は日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握、記録と日常から教職員との意思疎通を図るとともに適切な指導助言を行い、評価に当たっては寛大化、中心化に留意し、適正に行うこと。
- ・ 指導面での支援等が必要な教員に対しては、状況に応じた研修計画を作成する等、適切な対応に努めること。

⑦ 教員免許更新制の周知徹底

- ・ 教員免許更新制について、各教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが確実に行われるよう適切な対応を行うこと。

⑧ 労働安全衛生体制の充実

- ・ 活力ある教職員、学校づくりのために、今年度新たに導入される「ストレスチェック」の適切な実施を図るとともに、公立学校共済組合大阪支部が開設した「大阪メンタルヘルス総合センター」が実施している相談事業及び研修事業を積極的に活用すること。
- ・ 勤務時間の適正化と職場環境の改善へ活かせるよう、各校園の衛生推進者を中心とした労働安全衛生管理体制を整備すること。

2 組織的・効果的な学校園運営と教職員の育成

①職員の「働き方改革」について

- ・ 教職員の勤務時間の把握については、松原市の「勤務時間の適正な把握のための手続き等に関する要綱」等に基づき適切に行うこと。
- ・ 教職員の健康管理及び「働き方改革」の必要性の観点から、各校の特色や状況に応じて、全校一斉退勤日やノークラブデー等を設定するなどして、長時間勤務の一層の縮減に努めること。また、本年度より実施する夏季休業中の「学校閉庁日」に取り組み、適切な勤務時間の管理に努めるとともに、教職員の意識改革を推進すること。
- ・ 条例、規則で定められた勤務時間を遵守するとともに、保護者・市民から誤解を招くことのないよう、職務に専念すること。

- ・ 勤務時間中に職場を離れ、学校周辺の路上等で喫煙することは職務専念義務違反にあたり許されないことはもちろんのこと、加えて学校周辺住民や通行者等の迷惑にもなりかねない行為であるため慎むこと。
- ・ 休暇等については、適正な事務手続きをとること。なお、職務専念義務に違反した者又は休暇等を不正に取得した者については、厳しい処分が行われることを周知徹底すること。
- ・ 休憩時間については、学校の実情に応じ、その取得しやすい環境づくりに努めること。また、校長は休憩時間を明示し、当該時間に取得できない場合には他の時間に与えるなど、適切に対応すること。

②教職員の服務規律の徹底

- ・ 公立学校教職員は、公教育の場にあつて直接児童・生徒を指導するという職責に鑑み、平素から自粛自戒し、厳正な服務規律を保つこと。
- ・ 「教職員の綱紀の保持について（通知）」並びに「教職員の服務規律の確保について（通知）」等を校内研修等において活用し、重点的かつ具体的に指導すること。

③不祥事の未然防止について

- ・ 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」（H22.9）を校内研修等において活用するとともに、「大阪府教育委員会服務指導指針」（H24.11.26 改正）「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（H23.10.4 改正）をもとに指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。
- ・ 事案が生じた場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- ・ 児童生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メール等の送付、身体的な接触、つきまとい）また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬、覚せい剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知徹底すること。

④職場内でのハラスメントの防止について

- ・ 教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のために、松原市の「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」、「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」及び「職場における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づき、教職員への啓発、研修及び相談体制の整備を進めること。
- ・ 課外活動を含む全ての教育活動において教職員間及び教職員と児童・生徒間の関係の実態把握と適切な人間関係の構築を図ること。

- ・ 府教育センターの「すこやか教育相談」等の相談窓口と府教育委員会が運用する「被害者救済システム」を児童・生徒・保護者及び教職員に周知すること。

⑤飲酒運転の防止について

- ・ 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。
- ・ 飲酒運転を行った者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた者や飲酒運転の車に同乗した者に対しても、懲戒免職、停職又は減給となる旨を周知徹底すること。
- ・ 飲酒運転を容認・黙認した者についても、同様の厳しい処分が行われることを周知徹底すること。

⑥個人情報の適正な管理と管理システムの確立

- ・ USBメモリなどの持ち出しによる情報漏洩等の不祥事の防止のため、日常的に教育公務員として法令遵守の立場から個人情報の取り扱い及び管理の徹底に努めること。
- ・ 法定表簿(出席簿等)や通知票等の児童・生徒の個人情報に関するものについて、守秘義務違反や信用失墜行為を引き起こさないよう厳重に取り扱うとともに、保管場所を確保すること。また、USBメモリなどの電子データの取り扱いや、コンピュータ等における情報の管理についても正しい知識を持つように指導すること。
- ・ 個人が特定できるものすべてが個人情報であるという共通認識の下、児童・生徒に関する個人情報は紙媒体並びに電子媒体にかかわらず、校外への持ち出しを原則として禁止すること。
- ・ 学校からやむを得ず個人情報を持ち出す場合には、学校長の許可を得るなどルールを明確化するとともに、「持ち出し記録簿」等を各校で活用し、情報漏洩等の防止対策を徹底すること。その際、持ち出すことのできる個人情報については、特定個人番号(マイナンバー)並びに特定個人情報は含まれないことを教職員に周知徹底すること。
- ・ 各種ソーシャルネットワークサービスの個人利用については、教職員は勤務時間外といえども教育公務員としての自覚を持ち、教育公務員の職の信用を失墜させることのないよう周知徹底すること。

⑦個人情報等情報管理の徹底

- ・ 教職員による個人情報の漏洩並びに外部への流出は学校園全体の信用を失墜させることになることを認識し、行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上に努めること。
- ・ 校園長は、松原市情報公開条例・個人情報保護条例、松原市教育情報セキュリティポリシー・松原市立学校園における個人情報の取扱いに関するガイドライン・校務支援システム運用マニュアル等の趣旨を踏まえ、個人情報を含む文書や記録媒体

- ・ 行政文書について、その取扱いを適正なものとするため、管理責任の明確化や保管に関する規定を設ける等、万全の管理体制を確立し、実効性のある個人情報漏洩防止策を講じること。
- ・ 特定個人番号（マイナンバー）並びに特定個人情報の取扱いについては、大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針・市町村立学校の標準的な個人番号に関する取扱い・松原市特定個人情報の安全管理に関する基本方針・松原市各小中学校特定個人情報取扱要領等により厳格かつ確実な対応をすること。

⑧ネットワーク等を通じた情報の漏洩の防止

- ・ コンピュータで情報の処理を行う場合には、関係規則を踏まえ校園内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、全教職員に徹底するとともに、電子情報や記録媒体の特質に応じた対策を講じること。

⑨諸経費の適正な執行と管理

- ・ 修学旅行積立金や教材費など、学校園が一括収納し管理している諸経費は、教育活動に必要な経費としての公共性や公益性を有するとともに、児童・生徒・保護者の学校園に対する信託に基づいて校園長が執行する経費である以上、公費に準じた性格を有している。

この信託にこたえるために、校園長は、教職員に対して諸経費の趣旨と取扱いのあり方を周知徹底させるとともに、保護者等の信頼を得るに十分な会計処理の適正・透明化を図る観点から、以下の点に留意すること。

- ・ 計画的・効率的な執行に努めること。
- ・ 保護者負担の軽減に努めること。
- ・ 会計事務を担当者に任せきりにせず、校園長の責任のもと、組織的な執行体制を確立すること。
- ・ 保護者への説明責任を果たすこと。
- ・ 受益者負担の原則に照らし、使途の精選及び適正化に努めること。

⑩その他

- ・ 違法な争議行為への参加は厳に慎み、選挙運動などの政治活動の制限に違反することのないようにすること。
- ・ 自家用自動車による通勤を自粛するとともに、真にやむを得ず自家用自動車により通勤するにあたっては、事故防止に万全を期し、常に安全運転に努めること。また、学校園敷地内は、教育活動を展開する場であって、通勤用マイカーの駐車場として認められない。
- ・ 教育公務員特例法の規定による「勤務場所を離れて行う研修（いわゆる承認研修）」は、文書による計画書の提出、校長承認及び研修終了後の報告書提出を徹底し、法の趣旨に沿って実施するよう指導すること。
- ・ 教職員の兼職・兼業については、平成27年12月3日松教職第368号「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて（通知）」に基づき、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経るよう指導すること。

- ・ 職員会議については、「学校教育法施行規則」等に基づき、その適切な運営に努めること。
- ・ 平成22年度より、市立学校園敷地内の禁煙を実施していることから、受動喫煙の防止を踏まえ、教職員に敷地内禁煙の徹底を図ること。
- ・ 次世代育成のため、仕事と家庭の両立支援に向けて、母性保護や子育てに係る休暇制度等について周知するとともに、育児や介護のための休暇等を取得しやすい環境づくりに努めること。

⑪次世代教職員の成長による学校運営の活性化

- ・ 学校運営に当たっては、校園長は、リーダーシップを発揮し、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、組織的マネジメントの手法をもとに、学校全体として組織的な取組みを推進すること。
- ・ 教職員が指導の時間をより一層確保する観点からも、組織的マネジメントの手法をもとに、校務分掌の見直しや事務負担の軽減等、機能的な学校園運営に努めること。
- ・ 学校事務を効率的に執行する観点から、事務の共同実施や学校間連携等に積極的に取り組むこと。

⑫学校評価と積極的な情報提供

- ・ 学校運営の改善に当たっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について、自ら点検・評価を行うとともに、学校評議員会等の学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすように努めること。
- ・ 開かれた学校園づくりとともに、学校園・家庭・地域社会が一体となって教育コミュニティづくりを推進すること。

⑬多様な地域人材の活用

- ・ 各学校園においては、教育コミュニティづくりを推進する際、多様な地域の人材活用に努めること。

《取組み・推進事業》

- 組織的・計画的な校内研修体制確立への指導・支援
- 管理職・担当者等教員研修の実施
- 初任者研修・10年経験者研修・年次研修・教育セミナー・教育研究フォーラム・教科研修の実施
- 教育アドバイザーの配置
- 松原市教育研究会との連携
- 松原市人権教育研究会との連携
- 教職員の評価・育成システム
- 学校教育自己診断の活用とPDCAサイクルの確立
- 学校評議員制度の有効活用

参考資料

【学習指導等に関する関係法令等】

法律等「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年 12 月）

「国民読書年に関する決議」（平成 20 年 6 月）

文部科学省

「言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】」（平成 23 年 1 月）

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成 22 年 3 月）

「言語活動の充実に関する指導事例集」（平成 23 年 5 月・10 月）

「学習指導要領 先生応援ページ（指導資料・学習評価等）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiouen/index.htm

「教育の情報化ビジョン」（平成 23 年 4 月）

「スタートカリキュラムスタートブック」（平成 27 年 1 月）

国立教育政策所

「全国学力・学習状況調査において特徴ある結果を示した学校における
取組事例集 第 1 集」（平成 21 年 8 月）

「全国学力・学習状況調査において特徴ある結果を示した学校における
取組事例集 第 2 集」（平成 23 年 1 月）

「小学校調査の結果を踏まえた授業アイデア例」

「中学校調査の結果を踏まえた授業アイデア例」

「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」（平成 23 年 10 月）

「総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料」

（平成 23 年 10 月）

大阪府「よりよい授業をつくるために（授業評価システム活用の手引き）」

（平成 18 年 7 月）

「学校改善のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月）

「こどもエンパワメント支援指導事例集」

（平成 18 年 6 月発行・同 19 年 6 月改訂）

「保護者・地域とはぐくむ大阪の子どもたちの学力 Part1～3」

（平成 20 年 12 月）

「家庭学習の手引き」（平成 20, 21 年度）

「幼児教育推進指針」（平成 22 年改訂）

「第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成 23 年 3 月）

「大阪の授業 S T A N D A R D」（平成 24 年 5 月）

「校内研究の葉」（平成 25 年 3 月）

「中学校における学習評価に関する参考資料」（平成 25 年 7 月）

「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」（平成 28 年 3 月）

「単元確認プリント」（平成 26 年）

「力だめしプリント」（平成 22 年～27 年）

松原市「松原市こども読書活動推進計画」（平成 21 年 3 月）
「松原市情報セキュリティポリシー」（平成 15 年 12 月）
「教育用ネットワークセキュリティ実施手順」（平成 18 年 11 月）
「松原市中学校「目標に準拠した評価」ガイドライン」
（平成 29 年 松原市中学校校長会）
「松原市教育委員会セキュリティポリシー」

【生徒指導に関する関係法令等】

国立教育政策研究所 「中 1 不登校生徒調査」（平成 14 年 12 月）
大阪府 「児童虐待防止指針」（平成 16 年 3 月）
「いじめ防止指針」（平成 18 年 3 月）
「不登校の未然防止に向けて」（平成 18 年 3 月）
「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」（平成 18 年 6 月）
「不登校未然防止ヒント集 50」（平成 19 年 5 月）
「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」（平成 19 年 6・8 月）
「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成 19 年 11 月）
「いじめ対応プログラム実践事例集」（平成 20 年 7 月）
「携帯ネット上のいじめ等の生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言」
（平成 20 年 12 月）
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成 21 年 3 月）
「学校・家庭・地域をつなぐ 保護者連携の手引き
～子どもたちの健やかな成長のために」（平成 22 年 3 月）
「暴力によらない問題解決力育成プログラム」（平成 24 年 3 月）
「いじめ対応マニュアル」（平成 24 年 12 月）
「問題行動への対応チャート」（平成 25 年 8 月）
「平 26 年度大阪の子どもを守るネット対策事業
事業報告書&ネットトラブル回避プログラム（平成 27 年 3 月）」
松原市 「ケータイ・スマホについて考えてみませんか」（平成 28 年 4 月）

【人権教育に関する関係法令等】

法律 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年 12 月）
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年 6 月）
「障害者差別解消法」（平成 28 年 4 月）
「ヘイトスピーチ解消法」（平成 28 年 6 月）
「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月）

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について～第三次とりまとめ～」
(平成 20 年 4 月)
「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について（教職員向け）」(平成 28 年 4 月)

大阪府「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」(平成 11 年 3 月)
「大阪府人権教育推進計画」(平成 17 年 3 月)
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」(平成 10 年 11 月)
「改訂おおさか男女共同参画プラン」(平成 18 年 4 月)
「大阪府人権施策推進基本方針」(平成 13 年 3 月)
「人権基礎教育指導事例集」(平成 16 年 3 月)
「OSAKA人権教育ABC Part 1～3」(平成 19 年～21 年 3 月)
「人権教育のための資料 1～9」
「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」
(平成 15 年 7 月)

「アジア渡日児童生徒支援者養成事業」
「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート情報」
「小学校入学準備ガイドブック」(平成 19 年 12 月)
「帰国・渡日児童生徒就学支援ハンドブック」(平成 21 年 3 月)
「帰国・渡日児童生徒の受入マニュアル」「チェックシート・個人カード」
(平成 22 年 3 月)

「日本語支援アイデア集」(平成 23 年 3 月)
「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」(平成 10 年 3 月一部改訂)
「大阪府在日外国人施策に関する指針」(平成 14 年 12 月)
「互いに違いを認め合い、共に学ぶ学校を築いていくために
～本名指導の手引き(資料編)～」(平成 25 年 3 月修正)
「在日外国人教育のための資料集(DVD)」(平成 22 年 3 月)
「人権教育教材集・資料」(平成 23 年 3 月)
「人権教育」リーフレットシリーズ(平成 26 年 3 月)
「リバティおおさかを活用する人権学習プラン」(平成 27 年 6 月)
「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」(平成 26 年 7 月)
「日本語指導実践事例集」(平成 28 年 3 月)
「人権教育実践事例集」(平成 29 年 6 月)

松原市「人権教育基本方針」(平成 13 年 3 月)
「人権教育推進プラン」(平成 15 年 4 月)
「在日外国人教育に関する指導の指針」(平成 18 年 3 月)
「人権学習プログラム」「人権学習指導事例集」(平成 15 年 4 月)
「松原市人権尊重まちづくり条例」(平成 14 年 1 月)

- 「松原市人権施策基本方針」(平成 17 年 3 月)
- 「松原市人権施策行動計画」(平成 19 年 1 月)
- 「人間関係スキル学習指導事例集」(平成 20 年 3 月)
- 「人権学習モデルカリキュラム参考事例集～小学校編～」(平成 26 年 3 月)
- 「人権学習モデルカリキュラム参考事例集～中学校編～」(平成 27 年 12 月)

【支援教育に関する関係法令等】

法律等「障害者基本法の一部を改正する法律」(平成 16 年 6 月法律第 80 号)

「発達障害者支援法」(平成 17 年 4 月施行)

「学校教育法施行令の一部改正について」(平成 25 年 9 月)

「学校教育法の一部を改正する法律」(平成 19 年 4 月施行)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(平成 28 年 4 月)

文部科学省

「特別支援教育の推進について(通知)」(平成 19 年 4 月 1 日文部科学省)

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」(平成 29 年 3 月 文部科学省)

「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成 25 年 10 月 文部科学省)

「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」

(平成 17 年 4 月)

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」

(平成 17 年 12 月)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成 24 年 7 月中央教育審議会)

「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成 28 年 6 月)文部科学省他

大阪府

「学校全体で取り組む総合的な体制づくり」(平成 17 年 3 月)

「体罰防止マニュアル(改訂版)」(平成 19 年 11 月)

指導資料集「ぬくもり」(平成 22 年 3 月)

「ともに学び ともに育つ 一貫した支援のために 支援をつなぐ『個別の教育支援計画』の作成・活用」(平成 28 年 3 月)

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育の充実のために」

(平成 25 年 3 月 改訂)

「障がいのある子どものより良い就学に向けて」〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉(平成 26 年 3 月)

「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」 (平成 27 年 7 月)
「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり (「通常の学級に
おける発達障がい等支援事業」実践研究のまとめ)」 (平成 27 年 6 月)

【進路指導に関する関係法令等】

大阪府 「キャリア教育を推進するために」 (平成 17 年 4 月)
「中学校進路指導のための資料 (毎年度)
「帰国・渡日児童生徒就学支援ハンドブック」 (平成 21 年 3 月)
「大阪府キャリア教育プログラム」 (平成 23 年 3 月)
「キャリア教育の進め方サポートブック」 (平成 24 年 3 月)
国立教育政策研究所 「今ある教育活動を生かしたキャリア教育」 (平成 24 年 8 月)
「進路選択に向けて」 (多言語、毎年度)
「奨学金等指導資料」 (平成 27 年 9 月更新)

【道徳教育に関する関係法令等】

文部科学省 小学校道徳 読み物資料集 (平成 23 年 3 月)
中学校道徳 読み物資料集 (平成 23 年 3 月)
大阪府 道徳実践活動学習教材 「未来を切り拓く心を育てるために」
(平成 12 年 3 月)
「夢や志をはぐくむ教育」 (平成 22 年 3 月・23 年 3 月)
大阪府教育センター 平成 21 年度調査研究
「魅力ある道徳の授業づくり」 (平成 22 年 3 月)
「特別の教科 道徳」実践事例集 (平成 30 年 4 月)

【学校保健・学校安全に関する関係法令等】

法令 学校保健安全法 (平成 27 年 6 月改正)
文部科学省 食に関する指導の手引き - 第一次改訂版 - (平成 22 年 3 月)
「学校給食衛生管理基準の施行について」 (平成 21 年 4 月)
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」
(平成 27 年 3 月)
学校給食における食物アレルギー対応指針 (平成 27 年 3 月)
学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
(平成 22 年 3 月)
体力向上支援プログラム「おおさかプログラム」 (平成 25 年 3 月)
学校環境衛生基準 (平成 21 年 4 月)
「落雷事故の防止について」 (平成 26 年 8 月)

- 「熱中症事故等について」（平成 29 年 5 月）
- 環境省 熱中症 環境保健マニュアル（平成 23 年 5 月）
- 厚生労働省 「薬学を学ぼう」（平成 27 年 4 月改訂）
- 大阪府 「熱中症事故等の防止について」（平成 29 年 5 月）
- 「学校における食物アレルギー対策ガイドライン」（平成 29 年 2 月）
- 「大阪府 『学校保健総合支援事業』健康教育指導者育成支援事業報告書」（平成 29 年 2 月）
- 「性教育指導事例集」（平成 15 年 3 月）
- 「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成 24 年 12 月）
- 「薬物乱用防止教育の推進について」（平成 28 年 2 月）
- 体力向上支援プログラム「おおさかプログラム」（平成 25 年 3 月）
- 「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」
（平成 26 年 3 月）
- 「学校における防災教育の手引き（改訂版）」（平成 26 年 3 月）
- 「子どもの安全確保推進月間の周知について」（平成 28 年 5 月）
- 「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について（平成 28 年 3 月）
- 人権教育リーフレット 6 「食物アレルギーのある子への配慮」
（平成 27 年 3 月）
- スポーツ庁 「ハンドボール等のゴール転倒による事故防止等について」
（平成 29 年 1 月）
- 「学校の体育活動中の事故防止について」（平成 28 年 5 月）
- 「水泳等の事故防止について」（平成 29 年 4 月）
- 「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」
（平成 29 年 9 月）
- 「薬物乱用防止教育の更なる充実に向けて」（平成 26 年 7 月）
- 「薬物乱用防止教育の更なる充実について」（平成 28 年 2 月）
- その他 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
（平成 20 年 3 月 財・日本学校保健会）
- 「学校における薬品管理マニュアル」
（平成 21 年 7 月 財・日本学校保健会）
- 「スポーツ事故防止対策映像資料（DVD）『その時あなたは』
（平成 27 年 3 月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）

【教職員の資質向上に関する関係法令等】

- 大阪府 「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」 (平成 20 年 3 月)
- 大阪府 「ミドルリーダー育成プログラム」 (平成 22 年 3 月)
- 大阪府 「ミドルリーダー育成プログラム (第 2 版)」 (平成 23 年 3 月)
- 大阪府 「ミドルリーダー育成プログラム (第 3 版)」 (平成 24 年 3 月)
- 大阪府 「ミドルリーダー育成プログラム (第 4 版)」 (平成 25 年 3 月)
- 大阪府 「ミドルリーダー育成プログラム (第 5 版)」 (平成 26 年 3 月)
- 大阪府 「ミドルリーダー育成プログラム (第 6 版)」 (平成 27 年 3 月)
- 大阪府 「ミドルリーダー育成プログラム (第 7 版)」 (平成 28 年 3 月)
- 大阪府 「ミドルリーダー育成プログラム (第 8 版)」 (平成 29 年 3 月)
- 大阪府 「ミドルリーダー育成プログラム (第 9 版)」 (平成 30 年 3 月)
- 大阪府 「初任者等育成プログラム」 (平成 26 年 4 月)
- 大阪府 「校長及び教員の資質向上に関する指標」 (平成 30 年 3 月)

【幼児教育保育に関する関係法令等】

- 「子ども・子育て支援法」 (平成 24 年 8 月)
- 「認定こども園の一部改正法」 (平成 24 年 8 月)
- 「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」 (平成 24 年 8 月)
- 「幼児教育推進指針」 (平成 22 年改訂)
- 「スタートカリキュラムスタートブック」 (平成 27 年 1 月) 文部科学省
- 「豊かな育ちと学びをつなぐ」 (平成 18 年 12 月)

II. 社会教育について

平成 30 年重点事項

重点事項 1 生涯学習の機会の拡充

子どもから元希者（高齢者）まですべての市民が、心豊かで、健康で明るく生きがいのある充実した生活を送るため、社会の変化や多様な市民ニーズ等に配慮した生涯学習の機会や場の提供を図り、学習活動を通じて、人々の結びつきを強め、人づくり・地域づくりにつなげる。

重点事項 2 地域の総合的な教育力の向上をめざした事業の推進

地域社会の共有財産である学校を核とし、様々な人々がともに子どもの教育のために力を出し合う「協働」の関係によって継続的に子どもにかかわるシステムをつくり、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進め、地域の間人関係を構築し、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティの形成を図る。

重点事項 3 市民一人ひとりの人権を尊重する社会教育の推進

「松原市人権尊重のまちづくり条例」や「松原市人権施策基本方針」、「松原市人権施策行動計画」、「松原市人権教育基本方針」、「松原市人権教育推進プラン」に基づき、市民一人ひとりが人権感覚を身につけて人権問題を自らの問題としてとらえ、その解決にとりくむ姿勢をもてるよう自尊感情を醸成し、人と人との豊かなつながりを築けるよう、総合的に推進する。

重点事項 4 青少年の健全育成の推進

21世紀を担う青少年が、社会における自らの役割と責任を自覚し、広い視野と豊かな情操を養い心身ともに健やかに成長することは、社会全体の願いである。

青少年の健全育成を図るために、学校教育だけでなく、家庭や地域において子ども達がのびのびと健康で安心して活動できるよう、関係諸団体などに働きかけ、より多くの人々が青少年と一緒に進むボランティア活動や文化・スポーツ活動など、地域の活動を積極的に支援する。また、子どもや親子を対象とした参加・体験型の実践交流活動の機会の提供等に努める。

重点事項 5 文化財の保護と活用をとおして、郷土への愛着と理解を深める

そのため、文化財の展示公開などを通じて、文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財愛護の普及と文化財の保護・保存に努める。

長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた文化財は、貴重な歴史遺産で、歴史の解明にとってかけがえのない資料であり、これらを後世に伝えることは、地域文化の発展やまちづくりを進めるうえで重要である。

重点事項6 市民の教育と文化の発展に寄与する図書館活動の推進

図書館は“だれも”が利用できる生涯学習施設であり、市民が必要とする様々な資料、情報の提供をめざすとともに、情報化社会の進展などによるライフスタイルの変化に合わせたサービスの充実に努め、市民の教育と文化の発展に寄与する図書館活動を推進する。

【重点指導事項ごとの取組み】

重点事項1 生涯学習の機会の拡充

(1) 生涯学習事業の充実

今日的な課題である少子高齢社会への対応、子育ての学習、人権の尊重、情報通信技術の活用など、子どもから元希者まで様々な世代を対象とした体験活動を含む講座、世代間交流を目的とした講座、成人、元希者の力を生かし地域社会での活動につながる講座など、広く市民に生涯学習の場と学習機会の提供に努める。

(2) 公民館事業の充実

「集い・学び・結ぶ」機能を持つ地域づくりの拠点として、各種教室や講座を開催し、市民の交流活動と多様な学習活動を支援することにより、学習成果が実生活に生かされ、地域文化がさらに発展するよう公民館活動の充実に努める。

また、市民の自主的な学習活動の支援に努めるとともに、地域の仲間づくりなどのコミュニティづくりに努める。

(3) 家庭教育の充実

家庭の教育力の向上を図るため、子育て支援に係る関係機関と連携し、家庭教育や子育ての支援を行うとともに、子育てに関する自主グループの育成とネットワークづくりに努める。

就学前の家庭教育の大切さについての啓発や、各学校園での保護者を対象とした家庭教育研修会など、家庭教育の学習機会の提供の充実に努める。

また、保護者の主体的な学びを促進し家庭の教育力を高めていくために大阪府が研究開発した親学習教材「『親』をまなぶ、『親』をつたえる」を活用した学習機会の提供を図り、子育て家庭を地域で支援するよう努める。

(4) 情報提供

生涯学習に関する情報をホームページ・広報等で積極的に提供し、地域住民の主体的な学習意欲を大切に、生涯学習に参加しやすい環境整備に努める。

《推進事業》

●生涯学習事業：

地域の仲間づくり（各種体験教室、ゆったり・これから倶楽部講座の開催）

公民館講座終了後の自主グループ育成支援

居場所づくり（子育て中・一般・男女共同参画）・わくわくキッズ等、講座の開催

地域活動支援者養成講座の開催

重点事項 2 地域の総合的な教育力の向上をめざした事業の推進

（1）教育コミュニティの形成

- ① 地域社会の人間関係の希薄化や大人社会のモラルの低下など、地域社会における教育機能が低下していると指摘されている中、総合的な教育力の再構築をめざし、子どもの健全育成に地域社会あげて取り組むことが重要である。
- ② 教育や子育てに関する課題を学校・家庭・地域が共有し、課題解決に向け、各中学校区で組織されている地域教育協議会において、校区フェスタ事業をはじめ様々な取り組みを通じて、地域の子ども同士、子どもと大人、大人同士が交流を深め教育コミュニティの推進を図る。
- ③ 国の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」を活用し、「学校支援地域本部事業」「土曜子ども体験活動推進事業」「家庭教育支援活動」の3つの活動を展開することにより、教育コミュニティづくりの一層の推進を図る。

（2）地域の教育力の活性化

- ① 多様な知識や技能、経験を有する地域の方々、また日頃の生涯学習の成果など活かしていただける方々をボランティアとして募集、登録し、地域や学校などのあらゆる生涯学習の場で指導者、支援者として活動していただく「松原市生涯学習地域サポーター（通称）まっ com」事業を推進し、地域の教育力の活性化に努める。

《推進事業》

●地域学校協働活動事業（学校支援地域本部事業）：各中学校区で実施

●土曜子ども体験活動推進事業（おおさか元気広場）：各小学校区で実施

●家庭教育研修会支援事業：幼・小・中学校で実施

●いきいき事業：各中学校区フェスタ等の実施

●社会教育関係団体指導者セミナー：

活動の充実と指導者の資質向上のため、PTAを対象として実施

●生涯学習事業：

地域のボランティアリーダーの養成、公民館講座等への派遣

生涯学習地域サポーター（まっ com）の登録・派遣

地域での子育て支援ボランティアの養成、派遣

●学校施設開放事業：

市内各小中学校・市内公立高校の体育施設を地域に開放し、地域コミュニティづくりを促進

重点事項3 市民一人ひとりの人権を尊重する社会教育の推進

(1) 人権教育の推進

- ① 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、PTAなど社会教育関係団体をとおして継続的な啓発活動を行い、社会教育全ての領域において人権教育を推進するとともに、人権啓発推進協議会との連携により事業の拡充を図る。
- ② 「大阪府識字施策推進指針」および「国連識字の10年」の趣旨を踏まえ、市民への啓発を行うとともに、識字学校などの推進を図る。
- ③ 生涯学習の機会を提供し、男女共同参画の推進に努める。

《推進事業》

●識字学校の推進

●生涯学習事業：居場所づくり（男女共同参画）

重点事項4 青少年の健全育成の推進

(1) 青少年の健全育成

- ① 青少年が多様な社会参加活動などをとおして、自律性や、社会性、人権意識、倫理観を培うなど、豊かな心を育むことが重要である。
青少年の健全育成を推進するため、「大阪府青少年健全育成条例の改正（平成23年3月）」及び「大阪府子ども総合計画（平成27年度から平成36年度までの10年）」の趣旨を踏まえ、松原市青少年指導員連絡協議会や松原市こども会育成連絡協議会などの関係諸機関・学校・家庭・地域の諸団体との連携のもとに地域が一体となり、地域で子どもを守り育てる「大人のスクラム」を強化し、青少年と一緒に社会参加活動や、青少年を取り巻く社会環境の浄化活動及び青少年の健全育成活動に努める。
- ② 地域における青少年の安全確保に向け、「子どもの安全見守り隊」の取り組みを浸透させるとともに、青少年対策会議では、学校や各種関係団体、教育機関と連携し地域一体となって青少年を見守る運動を推進する。また、協力いただく地域の方々子ども達の交流を深め、一層効果的な取り組みへと発展させ、はーとビュー（人権交流センター）との連携により事業の拡大を図る。

- ③ 少年自然の家では、指定管理者「一般財団法人 大阪市青少年活動協会」による管理運営のもと、自然観察、自然探求、野外活動などの自然とのふれあいを通じ、集団生活による青少年の健全育成を図るとともに、施設のより一層の活用と効率的な運営を図る。

(2) 青少年指導者の育成

- ① 青少年指導者の育成を図るため、研修、養成事業などを実施するとともに、府・南河内地区等の研修に積極的に参加するなどして、指導者としての研さんを積めるよう支援し、青少年の健全育成を促進する。
- ② 教育を基軸とした地域住民と学校関係者の「協働」によって形成される「教育コミュニティづくり」の中で、青少年を地域の活動に取り込み、21世紀を担う青少年リーダーの養成を推進する。

(3) 青少年団体等の育成

- ① 子ども会や青少年リーダーなど、地域活動を担う団体の活性化を図るため、情報の提供や人材養成などの支援を行い、自主的な企画や運営ができるよう団体の育成に努める。

《推進事業》

●青少年育成関連事業：

青少年指導員の活動推進、青少年対策会議の実施、子ども会の活動推進

●成人式事業

●少年自然の家運営事業

●ジュニアリーダー養成事業：主に中学生を対象にリーダーとなる人材の養成

重点事項5 文化財の保護と活用をとおして、郷土への愛着と理解を深める

(1) 文化財の保存と活用

- ① 市指定文化財についての理解を深めるため啓発に努めるとともに、市指定文化財のさらなる選定に取り組む。
- ② 郷土の成り立ち、歴史・文化・政治・経済・自然などの変遷への理解を深めるために、遺跡や郷土資料の調査を進め、その保存活用に努める。
- ③ 郷土資料館での文化財の展示、文化財保護普及のための情報誌「たじひのだより」、学校園等との連携による学習機会の提供、発掘調査に基づく歴史講座の開催など

をとおして、文化財愛護の意識の啓発と郷土への愛着と理解を深めるよう努める。

《推進事業》

- 松原市指定文化財の指定
- 埋蔵文化財調査
- 郷土資料調査
- 「たじひのだより」の発行
- 歴史講座の開催
- 文化財ボランティア活動の推進

重点事項6 市民の教育と文化の発展に寄与する図書館活動の推進

(1) 図書館行政の推進

- ① 「松原市図書館適正配置等検討委員会」からの答申を受け、平成29年7月に松原市新図書館建設方針を示し、分散型の運営から中央館に軸を置いた集中型の運営となる新図書館建設を進めることにより、現在の多様化する市民ニーズに対応した図書館行政の推進を図る。

また、学校園、保育所、子ども文庫など各種団体への団体貸出の促進など、読書活動の支援を行う。

(2) 電子書籍サービス事業

- ① パソコンや携帯タブレット等により、ライフスタイルに合わせ24時間・365日好きな時間に読書ができるサービスの充実を図る。

(3) 近隣図書館との相互利用サービス

- ① 近隣市の図書館を広く利用できるよう、大阪市、中部8市2町1村（東大阪市、八尾市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村）との間で図書館の相互利用を行っており、また、一定の条件のもと阪南大学図書館の利用もできることにより、市民の利便性の向上に努めている。

(4) 障がい者、元希者に対するサービス

- ① “だれも”が使える図書館をめざし、配本車による自宅、施設（病院、老人ホームなど）への直接配本サービスを行う。また、録音図書の提供並びに、大活字本の整備、対面朗読、自宅へ出向いてのホームリーディングサービスなどのサービスを行う。

さらに、全国の関係施設が所蔵する点字・録音図書の資料検索システムにより、幅広い資料の提供にも努める。

(5) 資料の相互貸借

- ① 市民の多様なニーズに応えるため図書館資料の充実はもとより、国立国会図書館をはじめ、大阪府立中央図書館、大阪府立中央図書館などの公立図書館と連携を図りながら資料提供をより一層進める。

(6) 乳幼児向けサービスの充実

- ① 『えほんのゆりかご』や『おはなし会』など乳幼児向けサービスをボランティア団体と協力しながら充実を図る。
また、子育て支援センターなどと連携し、ボランティアが参加者に対して子育て支援に関する情報提供ができるよう、パンフレットやイベントの案内を配布するなど工夫を図る。

(7) 学校との連携の推進

- ① 読書習慣をつけるための本の紹介や、本の団体貸出を実施しながら、子どもたちへの読書活動を推進するために、学校や学校図書室との新しい取り組みを進める。
また、図書館を活用してもらうため、図書館見学や職場体験などを通じて子どもたちに図書館利用のアドバイスを図る。

(8) ボランティアの養成

- ① 本の修理、目の不自由な人への朗読活動や、子どもたちへの絵本の読み聞かせなどを実施できるボランティアを養成し、ボランティアが自らの生きがいを発見できるように努める。

(9) 市民の読書活動の推進

- ① 各種講座や講演会を実施することで、本と人との出会いや市民の生涯学習活動を支援し、図書館の利用促進を図る。

《推進事業》

- 図書館行政の推進：新図書館の建設の取組み
- 電子書籍サービス
- 近隣図書館との相互利用サービス
- 障がい者、元希者に対するサービス：
録音図書作成、ホームリーディングサービス、朗読講習会
- 乳幼児サービス
- 学校との連携の推進
- ボランティアの養成：絵本とおはなし講座等の開催
- 市民の読書活動の推進：各種講座、講演会

